

議事日程

開議日時 令和7年10月30日(木)午前10時

- 第1 陳情の回付
- 第2 請願審査結果について（総務消防委員会）
- 第3 請願審査結果について（まちづくり委員会）
- 第4 議第92号、議第103号及び議第134号 京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について ほか2件（総務消防委員長報告）
- 第5 議第93号及び議第133号 京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか1件（環境福祉委員長報告）
- 第6 議第94号、議第95号、議第102号、議第104号、議第107号ないし議第128号及び議第132号 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について ほか26件（文教はぐくみ委員長報告）
- 第7 議第96号ないし議第98号、議第105号、議第106号及び議第129号ないし議第131号 京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例の制定について ほか7件（まちづくり委員長報告）
- 第8 議第99号ないし議第101号 京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について ほか2件（産業交通水道委員長報告）
- 第9 報第2号ないし報第16号、議第135号及び議第136号 令和6年度京都市一般会計歳入歳出決算 ほか16件（決算特別委員長報告）
- 第10 市会議第21号 国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しに関する意見書の提出について
- 第11 市会議第22号 旅館業法の改正を求める意見書の提出について
- 第12 市会議第23号 違法オンラインカジノをはじめとするギャンブル関連問題の対策強化を求める意見書の提出について
- ~~~~~

〔午前10時開議〕

議長（下村あきら）これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。さくらい泰広議員と兵藤しんいち議員とにお願いをいたします。

~~~~~

議長（下村あきら）この場合、議長から御報告申し上げます。

市長から、市会説明員の異動通知並びに損害賠償の額の決定及び市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起についての専決処分の報告が参っておりました。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、令和7年7月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は市会事務局に保管しておりますから、隨時御覧願います。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

議長（下村あきら）日程に入ります。

日程第1、陳情の回付を行います。

今回受理いたしました陳情4件は、お手元に配付しております文書表のとおり、所管の常任委員会に回付いたします。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第2、請願審査結果についてを議題といたします。

委員会報告書は配付いたしておきました。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。井崎敦子議員。

〔井崎敦子議員登壇（拍手）〕

井崎敦子議員 この夏、市内の高校生である本請願者の方と初めてお会いしました。最初に御相談に来ら

れたときから、既に請願内容は出来上がっておりました。請願者は元々鉄道が大変お好きだったということで、そこから新しい新幹線計画に興味を持たれ、御自身で様々調べられたうえで、このような結論を出されました。議会では、これまで様々な施策について、将来世代への負担について議論がされてきたかと思いますが、当事者の声がこのような形で届いたのは画期的なことではないでしょうか。今回、その意義と主権者教育という観点から、請願者御自身による趣旨説明を認めていただき、紹介議員の一人として感謝申し上げます。

先日の審議後、御本人からは、委員会で請願に賛成できないというお立場の議員の皆さんと直接意見交換ができたことが本当に良かったという感想が届きました。大深度地下トンネル工事についての反対は既に京都市会でも決議されており、今回の請願の中で、環境への影響や安全性の懸念については賛同いただいているものと思いますが、将来世代当事者である一人の市民が今回の請願で最も伝えたかったのは、以下の点であると考えます。

整備計画が作られた1973年と現代とは異なり、日本の人口は減少しています。開通は早くても25年後です。今から25年後の2050年には、日本の総人口が1億468万人となる予想が国立社会保障・人口問題研究所から出されています。そのため、将来の世代の負担はより大きくなります。このようなことを考慮すると、新たなインフラの整備ではなく、既存のインフラの維持管理や福祉などにお金を使うべきだと思います。人口が減少している時代に、人口増加を前提にした計画をそのまま通すのはおかしいと思います。延伸の目的も、今の時代に合っていないように思います。これが御本人の主張だったわけですが、大変現実的な御指摘ではないでしょうか。このまちで育っている将来世代のために、今大切なことは何か御再考いただき、本請願の採択をお願いいたします。

最後に、今回実現した請願者御自身による趣旨説明が特例ではなく定例となることをお願いして、私の討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本件は、総務消防委員会報告書のとおり、3件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって本件は、総務消防委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第3、請願審査結果についてを議題といたします。

委員会報告書は配付いたしておきました。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。河合ようこ議員。

〔河合ようこ議員登壇（拍手）〕

河合ようこ議員 日本共産党市会議員団は、請願第392号西京区桂学区への街区公園の設置の不採択に反対し、採択すべきと求めています。私は、議員団を代表し討論いたします。

本請願は、請願者がお住まいの西京区桂学区に公園を整備してほしいというもので、請願者が参加される団体は、2023年から地域住民の声を集め、市長への要望や本市会に対する陳情もされてきています。

2023年11月に川西市営住宅が廃止され、この住宅の1、2階部分に設置されていた西京区保健福祉センター別館もその後機能が移転され、現在、市が所有する跡地となっています。廃止された川西市営住宅には約1,000平米の団地内広場がありました。遊具もあり、春にはお花見を楽しめる桜の木も植えられており、地域の方は、団地広場、川西児童公園と呼んで、子供から御高齢の方までが利用される大事な場所となっていました。50年以上もの長きにわたり地域の方に愛されたこの地を売却せず、せめて団地広場くらいの広さの公園を整備してほしい、これは当たり前の願いです。

桂学区自治連合会から京都市に2023年度に出された学区要望では、みんなの公園、憩いの場所、大人、高齢者、子供、身体に障害を抱えた人が楽しめる場所、小さなお子さんから高齢者が楽しめる場所といった内容を求めておられます。市営住宅から60世帯が移転されたので、この地に新しい住民、とりわけ若い世代に住んでいただきたいという地域の声があり、当局としても、跡地は戸建て住宅などの建設を考えていきたいと言われています。若い世帯に住んでいただくという点で言えば、子育て世代の方は、家の近くに保育園や幼稚園、学校、児童館、そして公園があるかどうかを基準にして住居を選ばれています。公園があるから引

つ越してきたと言っておられる方が現におられます。川西市営住宅跡地は、近くに保育園や幼稚園、児童館や老人福祉センターがあり、学校も駅からも比較的近い所ですので、ここに公園が設置されることによって、より魅力的な住みみたい場所になるのではありませんか。このことは、本市が進めようとしている施策と全く矛盾しません。

また、委員会審議の中で当局は、これ以上新たな公園を整備することは困難だと答弁されていますが、本市は緑の基本計画で、今年度末までの公園面積目標を市民一人当たり10平米とされています。現状は、この目標の半分しかありません。市有地である川西市営住宅の跡地を活用し、新たな公園整備を進めることは、本市が掲げる目標達成に向けても当然のことではありませんか。法律上、宅地開発の際には、その開発面積の3パーセントは公園整備をしなければならなくなっています。しかし、それでは最低168平米にしかならず、約1,000平米だった団地公園と比べて余りにも狭すぎます。

他会派の方から、民間事業者に公園面積を広く確保してほしいと市から要請をとの質疑もありましたが、市内でこの3年間で民間事業者により宅地開発された面積は10万6,691平米に対し、開発に伴って整備された公園の総面積は4,418平米、平均4.1パーセントです。大半が開発面積の3パーセントにしか公園を整備されていません。川西市営住宅跡地も、民間に売却したのでは、請願者が望んでおられるような広さの公園を期待するのは難しいのではないでしょうか。だからこそ、請願者が現にある桂学区の公共資産、公共空間を売却しないでほしいと求められているのであり、この跡地は売却せず公園として整備すべきです。

公園整備は高齢者から子供たちの願いであり、京都市が市民の願いに応えて公園整備を進める立場に立つことこそ求められています。子供たち、子育て世代の皆さん、御高齢の方も含め、桂学区にお住まいの皆さんのために、本市会として本請願を採択すべきであります。同僚議員の皆さんとの賛同を求めまして、討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本件は、まちづくり委員会報告書のとおり、1件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって本件は、まちづくり委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第4、議第92号、議第103号及び議第134号京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件、以上3件を一括議題といたします。

総務消防委員長の報告を求めます。総務消防委員長、大津裕太議員。

〔大津総務消防委員長登壇（拍手）〕

総務消防委員長（大津裕太）本委員会に付託されました議第92号京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、9月30日の本会議において付託を受け、10月23日に、議第92号及び議第134号の2件については行財政局に対し、議第103号については選挙管理委員会事務局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第92号市税条例の一部改正については、理事者から、市民税法人税割の超過課税の適用期限を5年延長しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、超過課税の実施について経済界の理解を得るよう努め、その要望も踏まえて活用していく必要性、超過課税の使途や効果について市民や事業者の理解促進を図るためにホームページ等での広報をより工夫して行う必要性、税の累進性を高め再分配機能を強めるべきという考え方及び国へ要望する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第103号市議会議員及び市長の選挙の公営に関する条例の一部改正については、理事者から、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に要する経費に係る限度額を改定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、公費負担限度額の改定内容における物価高等の社会情勢の反映状況、行政区間のポスター作成単価の格差について検証する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第134号動産の取得については、理事者から、避難生活環境の向上のため、段ボールベッド及び間仕切りテントを買い入れようとするものであるとの説明がありました。これに対し、買入れ金額の妥当性及び他の業者の入札の状況、段ボールベッドが保管場所を取るため今後折り畳み式等を導入する必要性、避難所ごとにスフィア基準を満たす段ボールベッドや間仕切りテントの配備計画を策定する必要性、市民の安心・安全確保のため備蓄物資の在り方を検討するとともに避難所の環境整備に取り組む決意、帰宅困難者の受入施設の拡充に取り組む考えなどについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団は、いずれも原案に賛成する。そのうえで、自民党議員団は議第134号に1個の付帯決議を付すことになりました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

引き続きまして、付帯決議の調整を行いました結果、議第134号に1個の付帯決議を付すことに決定した次第であります。

以下、付帯決議を申し上げます。

#### 議第134号に対する付帯決議

指定避難所での避難生活において特に配慮が必要となる方を対象に、段ボールベッド・間仕切りテントを買い入れるとして、令和6年度2月補正予算において3億500万円の予算が確保されたが、入札の結果、約7,777万円の買入れ金額となり、予算額に比べ安価となっていることから、製品の安全性などについてしっかりと確認すること。

また、避難所の資機材の調達に当たっては、地元企業の活用を推進するとともに、段ボールベッドの種類や機能性を考慮し、各避難所の資機材の置き場所についても配慮すること。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら）これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。こうち大輔議員。

〔こうち大輔議員登壇（拍手）〕

こうち大輔議員 維新・京都・国民市会議員団は、議第103号京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の態度を表明しておりますので、会派を代表して討論いたします。

今回の条例改正は、市議会議員と市長選挙の選挙運動用ビラとポスターの作成経費に係る限度額を引き上げるものであります。前回は令和4年に改定され、当時からの物価上昇率を根拠として作成単価を引き上げるものですが、そのことについては公職選挙法の改正に準じての改定でもあり、否定するものではありません。

しかしながら、例えば選挙運動用ポスター作成に当たり、掲示場の数が500以下である場合の1枚当たりの作成単価は、一番掲示場の数が少ない東山区で4,444円、一番多い伏見区では1,438円となり、比較した場合、3,006円の差があることや、その額の妥当性、作成できる枚数の限度の妥当性、また、限度額の計算式の数字の根拠を総務省に問い合わせたところ、不明という回答がありました。

以上の点などから、現状と照らし合わせて実態に合っているかを検証し、国への報告なども行う必要を感じています。今後も、適正な選挙費用の支出に向けて取り組むための議論が必要であることを申し述べ、賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今議決いたしました議案に対する付帯決議についてお諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり、議第134号に1個の付帯決議を付すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって、委員長報告のとおり決します。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第5、議第93号及び議第133号京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

環境福祉委員長の報告を求めます。環境福祉委員長、河合ようこ議員。

〔河合環境福祉委員長登壇（拍手）〕

環境福祉委員長（河合ようこ） 本委員会に付託されました議第93号京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件について、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、9月30日の本会議において付託を受け、10月23日に保健福祉局に対し質疑を行った次第であります。

まず、議第93号専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正については、理事者から、建設業法施行令の一部改正に伴い、同施行令を引用する規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第133号不動産の処分については、理事者から、社会福祉法人南山城学園に障害者支援施設等の用地として無償で貸し付けている城陽市富野狼谷の市有地について、同法人へ本件土地を売却することにより、安定的かつ長期的に障害福祉サービスを提供することが可能となると判断したことから、本件土地を売り払おうとするものであるとの説明がありました。これに対し、本件土地の売却が本市の障害者福祉に資するという理由及び買戻し特約の期間を10年とした根拠などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりであります。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団の委員は、いずれも原案に賛成することになりました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか？

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第6、議第94号、議第95号、議第102号、議第104号、議第107号ないし議第128号及び議第132号京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ほか26件、以上27件を一括議題といたします。

文教はぐくみ委員長の報告を求めます。文教はぐくみ委員長、加藤昌洋議員。

〔加藤文教はぐくみ委員長登壇（拍手）〕

**文教はぐくみ委員長（加藤昌洋）** 本委員会に付託されました議第94号京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ほか26件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、9月30日の本会議において付託を受け、10月23日に、議第107号、108号及び132号の3件については文化市民局に対し、議第94号、95号及び109号から128号の22件については子ども若者はぐくみ局に対し、議第102号及び104号の2件については教育委員会に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第94号児童館及び学童保育所条例の一部改正については、理事者から、百々児童館の移転に伴い、位置を変更しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、今後の利用児童数の見込み及び児童の静養スペースを確保する考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、議第95号子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部改正については、理事者から、当該施設の木曜日の開所時間を変更しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第102号執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正については、理事者から、教育委員会の附属機関として、京都市立学校空調設備整備事業に関する設計、施工及び維持管理に係る受託者の選定等について審議するため、京都市立学校空調設備整備事業検討委員会を設置しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、本事業の整備対象に体育館の空調を含めないとした考え方、PFI方式にこだわらず市内中小企業が公共事業を更に担えるよう工夫する必要性、空調整備におけるZEB化の検討状況などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第104号学校給食センター（仮称）整備運営事業実施契約の締結については、理事者から、京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法の規定により契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、給食センターによる中学校給食においても小学校のような京都らしい食育に取り組む必要性、整備工事について地元へ丁寧に説明する必要性及び公契約基本条例の趣旨を踏まえた市内企業への発注機会の拡大や雇用機会の創出に向けた取組方針、本市が契約事業者に求めた事業実施に係る要求水準の内容、入札が1グループのみで競争入札にならなかつたとの指摘及び重要な審査項目の評価が低かったことへの懸念、民間事業者は収益優先、低賃金雇用、経営破綻などのおそれがあることからPFI方式で実施すべきではないとの指摘、2時間喫食の遵守を担保する方法及び遵守の状況を毎日確認すべきとの考え方、大規模施設における調理・配達のオペレーションの管理は事業者任せではなく教育委員会も理解し関与する必要性、説明会を開催しPFI方式による整備に不安を抱える市民に対する説明責任を果たすべきとの考え方、市内産木材の具体的な活用予定及び積極的な活用への認識、サイレントマジョリティの意見を酌み上げ事業を進める必要性、PFI方式による事業費及び費用対効果の内容などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第109号から128号指定管理者の指定、以上20件については、理事者から、大宮西野山児童館ほか19施設について指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、指定管理者の収支計画を上回る物価高騰に対応する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第107号及び108号上京区総合庁舎整備等事業実施契約の変更、ほか1件、以上2件については、理事者から、物価変動率の上昇に伴い、令和7年度以降の維持管理費の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、設計、建設、維持管理を分割発注することでより効率的な発注が可能であったことからPFI方式ではなく従来方式で実施すべきであったとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第132号不動産の取得については、理事者から、文化財保護法の規定に基づき天然記念物に指定されている深泥池生物群集を保存するため、令和5年度に文化財保護法に基づき追加指定された地域の土地の一部を買い入れようとするものであるとの説明がありました。これに対し、文化庁の支援を受けた事業であることを踏まえ地元の理解を得て進める必要性、不動産鑑定で林地と評価されたことに対する本市の認識、国の天然記念物であることを考慮していないにもかかわらず鑑定額が高いとの指摘、土地の買入れに当たり相手方と書面を交わさずに手続が進められたことに対する疑問及び相手方との協議が破談した場合に市民負担が発生する可能性があるとの指摘、本市が土地を取得しない場合の生態系保全に与える影響及びリスク、今回買入れる土地の北側の未買収地の管理状況及び当該土地に対する今後の管理方針、文化庁や専門家と連携しごみや外来種の除去等の現行の保全活動を強化する必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、昨日、委員会を開会しましたところ、共産党議員団から、議第104号について継続審査すべきとの動議が提出されました。そこで、動議について表決を採りましたところ、少数で否決されました。その後、各会派等で検討された結果を御発表いただきましたところ、次のとおりありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、改新京都の各議員団は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第102号、104号及び108号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成する。無所属の委員は、議第104号については反対し、その他の議案についてはいずれも原案に賛成することになりました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、議第102号、104号及び108号については多数をもって、残余の議案24件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）** とがし豊議員。

[とがし豊議員登壇（拍手）]

**とがし豊議員** 日本共産党京都市会議員団は、議第104号京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業実施契約の締結について、継続審査すべきとの動議を提出します。

十分に審査し市民の意見を反映したとは言い難く、以下3点の理由から継続審査を求めるものです。

第1に、予定される巨大給食センター方式では、小学校のような豊かな中学校給食の実施が本当に可能か議論が尽くされていません。文教はぐくみ委員会では、2時間以内喫食をどう実施するかが審査されましたが、性能発注など契約上の説明しかなく、それらをどのように実施するのか、具体的には明らかにされませんでした。実際に2時間喫食ができない事例が各都市で相次いでおり、巨大給食センター方式には元々無理があります。また、学校調理方式と比べて配置してもらえる栄養教諭の数が非常に少なく、小学校のような豊かな食育は極めて困難です。左京区など13校については、民間調理場を活用して15年間100億円で実施するとのことでありますが、この契約の全貌も明らかではありません。巨大給食センターの工事がうまく進んだとしても、民間調理場がうまくいかない場合には全員一斉の実施はできません。具体的な姿はいまだ明らかではありません。そうした全貌も踏まえて、教育委員会に対して一層の情報開示をしていただいたうえで、2時間喫食が無理なく実施できる自校調理方式、親子方式の実施も含め、より踏み込んだ詳細な比較検討を再度行うべきです。

第2に、当初147億円とされた施設整備費が220億円に膨脹した理由など、今回のPFI契約が適正なものかどうか検討が不十分です。73億円もの費用の増大について、教育委員会は事業者の工夫の一環であると説明されましたが、我々議員には整備予定施設の鳥かん図しか示されておらず、具体的な中身は皆目見当が付かず、契約書と教育委員会の断片的な答弁で判断せざるを得ません。一層の情報提供をいただいたうえで、適正な契約かどうか見定めて審査を尽くす必要があります。

第3に、元東吉祥院公園に関しては係争中であり、契約後使用できないリスクがあるなど、このまま本当に計画を進めるべきなのか、引き続き審査が必要です。長年にわたり、小学校のような学校調理方式の全員制中学校給食を求めてこられた市民の声に応えて、慎重な審査をすべきです。

以上、継続審査を求め、動議を提出いたします。御賛同よろしくお願ひいたします。（拍手）（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（下村あきら）** ただ今、とがし豊議員から動議が提出され、動議は成立いたしております。

お諮りいたします。ただ今のとがし議員の動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**議長（下村あきら）** 少数であります。よって、とがし議員の動議は否決されました。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。玉本なるみ議員。

[玉本なるみ議員登壇（拍手）]

**玉本なるみ議員** 日本共産党市会議員団は、議第104号京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業実施契約の締結について反対の立場を表明しておりますので、私は議員団を代表し反対理由を述べます。

全員制の中学校給食実施に向けての住民運動は約30年前から取り組まれ、日本共産党は当時より議会で取り上げてまいりました。しかし、当時の市長が愛情弁当論を掲げ、2000年に選択制給食が始まり、京都市は選択制給食がベストだという立場で今まで続けてまいりました。小学校のような全員制給食の要望が強まる中、教育委員会が行ったアンケートでは、給食を申し込みず、昼食そのものを食べていない生徒もいることが分かりました。議会には11年間で16回の請願を経て、ついに教育委員会は2023年1月の議会で全員制の中学校給食に取り組む方針を示しました。在り方検討委員会も発足され、京都市の小学校の自校調理方式がすばらしいことなども議論されたにもかかわらず、南区の塔南高校跡地を利用して、巨大給食センターで48校分2万2,000食、13校分を民間の調理場2か所で、給食センターと同様の機器や方式で委託するとしています。給食の開始は2028年、令和10年8月の予定ですが、待ちに待った全員制の給食だけに、小学校のような出来立てで安全・安心でおいしい給食を実現するべきです。

既に、小中一貫校の8校の中学生は自校調理方式で食べています。さらに、当初の調査では、自校方式ができる可能性のある学校は6校、親子方式では更に10校あるとされていたことから、実施可能な学校から先

行的に実施し、必要な予算を確保し実行していれば、早期に全校実施はできていたはずです。教育委員会の責任は重大です。

以下、巨大給食センターの問題点を五つ述べます。

第1に、学校給食法で努力義務として位置付けられている2時間喫食問題です。市長総括質疑において吉田副市長は、2時間喫食の遵守は極めて重要なファクターであると認識を示されました。それでは、いかに遵守するかが問題ですが、センター方式を実施している多くの自治体で守られていない実態があります。今回の契約事業者と同じ事業者に委託している京都府内の自治体では、3年間も保健所から、2時間喫食を守るよう、工程を見直すように指導されているにもかかわらず、改善できていません。ほかの政令市においても、要求水準書には守るように書いておられます、2時間喫食は守られておらず、やはり保健所から指導はありますが、改善できていないという状況にあります。

つまり、巨大給食センター方式の抱える構造的な問題ではないでしょうか。幾ら配送車が予定時間内に走ったとしても、各献立が仕上がる時間はばらばらにならざるを得ず、順次食缶に詰める作業にも時間が掛かります。ある政令市では、時間が掛かる揚げ物で、最初に配達する学校の調理出来上がり時刻が午前8時28分という場合があるとのことです。その場合、喫食までに3時間42分にもなっています。当然是正するべき時間だと思いますが、改善は難しいとのことでした。つまり、2時間喫食のハードルは高いということです。

第2に、センター給食の場合、良い給食にしようとすると偽装請負になりかねないという問題です。別の政令市の担当者への聴き取り調査では、栄養教諭が調理場に入り、味見をして、その場で調理員に指導をしているとのことでした。調理現場で委託者のチーフを呼び出しやり取りをするのでは、間尺に合わないということです。これでは、違法状態と隣合せとなってしまいます。

第3に、学校給食で大事な食育教育が不十分だということです。今回的方式で整備すると、栄養教諭の配置は国の基準では3人です。1棟2場方式により倍の6人の栄養教諭の確保を文部科学省に要請し、京都市としても独自の加配も行うと答弁では答えていますが、不確定です。給食センター方式を取り入れている他の自治体では、その多くにおいて学校への配置はされていません。学校調理の場合は、小学校のように栄養教諭の配置が可能になります。オンラインを通じてのセンター調理員との交流を行うとの説明もありましたが、大切なのは、日々の給食の中での栄養の大切さなどの専門的な学びと交流ではないでしょうか。以上のことなどにより、学校調理方式に勝るものはないということあります。

第4に、PFI手法のBTO方式が京都市にとって、施設整備や今後の運営についての具体的な姿や財政効果が不透明ということです。しかも、1社しか入札しておらず、競争性も働いていません。建設後は公共団体が施設の所有者となるため、京都市が大規模修繕などのリスクを負担します。したがって、BTO方式というものは、民間事業者にとって有利で参画しやすいという風にされています。動議でも述べたとおり、当初147億円とされた施設整備費が220億円に膨張した理由など、今回のPFI契約が適正なものなのかどうかの検討も不十分です。

最後に、整備予定地の問題です。まず、豪雨災害による水害リスクについてです。整備予定地は推定浸水深が3メートルから5メートルというイエローゾーンの立地条件にあります。公共施設を1か所に集中して新設するということは、新たな災害対策とそれに係る費用が増えるということは免れないということです。さらに、整備予定地の元東吉祥院公園は、スポーツ公園と広域避難所としての存続を求める係争中であります。周辺地域の皆さんにとって大切な公園であり、裁判の結果によっては整備予定地として使用できないこともあります。今このような状況にある中で、本議案を可決すべきではありません。

以上、申し上げまして反対討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、河村諒議員に発言を許します。河村議員。

〔河村諒議員登壇（拍手）〕

**河村諒議員** 継新・京都・国民市会議員団は、議第132号不動産の取得について、賛成の態度を表明しておりますので、その理由を述べ討論いたします。

本議案は、深泥池の生物群集という国の天然記念物を追加指定された水源地を含む隣接地域を取得し、一体として行政の手で確実に保存しようとするものであります。この保存という目的は、将来にわたってこの貴重な自然を守り、後世の市民に残すという点で本市行政が果たすべき責務と認識しており、当会派も賛成

いたします。しかしながら、本件の趣旨とは別に、本議案が提出されるに至ったプロセスについては、今から述べる2点について指摘し、改善を求める必要があります。

1点目は、売主との合意形成に関するリスク管理についてです。令和3年当時、本市は当該土地に対して、所有者と本市との間で、将来的に追加指定されれば議会の承認を得て市が買い取るという約束を交わすことにより、天然記念物への追加指定に向けた調査を了承いただきました。しかし、この約束は正式な合意文書などを伴わない口約束と言わざかねないものであり、双方の担当者の異動や財務状況の変化によって雲散霧消しかねない危険な手続であったと言わざるを得ません。

2点目は、議案の背景にある最も重要な経緯を京都市側から詳細かつ積極的に開示しなかったことです。本件は、売主との間で議会の承認を得られなければ本契約には至らないという合意が既に交わされており、議案の趣旨に照らしても、本市は後世の市民のために必ず買取りを実行しなければならない立場にありました。しかし、議案説明や委員会での冒頭説明においてもそうした経緯の詳細は明かされておらず、当会派の中野議員による質疑を通じて、諸々の条件など全容が明らかになった次第であります。各議員が意思決定をするうえで前提となる事実や情報を個別の質疑を通じて初めて明らかにすることは、市民の代弁者として提示された議案を審議するという議会の役割に鑑みても、適切とは言えません。

以上の2点を踏まえ、冒頭のとおり本議案には賛成いたしますが、京都市側に今後、市民の財政負担を伴う財産の取得又は将来的な取得を前提とする合意については、公的な文書にその経緯を記録すること、合意が破棄された際に市民が損失を被ると目される場合には、審査前にその経緯、合意内容、予算否決時のリスクを網羅的に議会に対し説明するように強く求め、賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）**これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第104号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）**多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第102号及び議第108号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）**多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案24件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）**御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第7、議第96号ないし議第98号、議第105号、議第106号及び議第129号ないし議第131号京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例の制定について、ほか7件、以上8件を一括議題といたします。

まちづくり委員長の報告を求めます。まちづくり委員長、西山信昌議員。

〔西山まちづくり委員長登壇（拍手）〕

まちづくり委員長（西山信昌）本委員会に付託されました議第96号京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例の制定について、ほか7件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、9月30日の本会議において付託を受け、10月24日に、議第96号から98号及び105号の4件については都市計画局に対し、議第106号及び129号から131号の4件については建設局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第96号久我の杜生涯学習プラザ条例の一部改正については、理事者から、変化する利用者のニーズに柔軟に対応し、久我の杜生涯学習プラザを持続的に運営していくため、休館日の規定を改めるとともに実習室の名称を見直そうとするものであるとの説明がありました。これに対し、休館日の変更によりこれまで

での利用者が不便になることへの懸念、名称が変わっても調理学習室及び工芸学習室の機能が維持されていることを周知するとともに低廉な料金設定で気軽に利用できる施設として運営する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第97号地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正については、理事者から、京都市都市計画審議会の議を経て決定した京都駅東部西之町地区地区計画のうち、建築基準法に基づく建築確認及び検査等の対象とするものを条例に規定することで、地区計画をより実効性のあるものとしようとするものであるとの説明がありました。これに対し、高さ規制を緩和するに当たり、市民の理解を得られるよう丁寧に説明を行う必要性、地域住民の意見を聞き規制緩和の目的に沿った土地利用を継続する必要性、今回の変更が京都駅南側の高さ規制緩和の突破口になることへの懸念などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第98号市営住宅条例の一部改正については、理事者から、老朽化に伴い岩本市営住宅を廃止しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、市営住宅への入居希望者が多い南区において岩本市営住宅を残す必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第105号崇仁市営住宅31号棟解体撤去工事請負契約の締結については、理事者から、崇仁市営住宅31号棟解体撤去工事を行うため、請負契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、京都駅東部エリアの市有地の活用に当たってはガイドラインを策定するなどエリア全体で検討する必要性、民間活力を前提とした団地再生の考え方をやめるべきとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第106号中山石見線道路整備工事（橋りょう上部工）請負契約の締結については、理事者から、洛西地域における幹線道路ネットワークを形成し、安全で円滑な道路交通の確保を図るため、中山石見線道路整備工事（橋りょう上部工）の請負契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、中山石見線の整備による事業効果、周辺環境に十分に配慮するとともに事業者と連携しながら工事を着実に進める必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第129号市道路線の認定及び議第130号市道路線の廃止、以上2件については、理事者から、都市計画法による開発行為に伴い建設された道路合計6路線を認定し、また、現に道路の機能が失われ、かつ隣接土地所有者から廃止の申請があった6路線の一部を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第131号損害賠償の額の決定については、理事者から、街路樹管理のかしに起因する事故に係る損害について、本市が賠償することで合意し、示談するため、損害賠償の額を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、費用面を考慮して管理・再生計画を策定し、街路樹を管理する必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、改新京都及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第96号から98号及び105号に反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成することになりました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、議第96号から98号及び105号については多数をもって、残余の議案4件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） これより表決を採ります。まず、議第97号及び議第98号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第96号及び議第105号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案4件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第8、議第99号ないし議第101号京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件、以上3件を一括議題といたします。

産業交通水道委員長の報告を求めます。産業交通水道委員長、みちはた弘之議員。

〔みちはた産業交通水道委員長登壇（拍手）〕

産業交通水道委員長（みちはた弘之）本委員会に付託されました議第99号京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、9月30日の本会議において付託を受け、10月24日に上下水道局に対し質疑を行った次第であります。

議第99号から101号水道事業条例の一部改正について、ほか2件、以上3件については、理事者から、令和6年能登半島地震において、地元市町の指定業者自身が被災したこと等により、給排水工事を実施する指定業者の確保が困難となり復旧が遅れた状況があったことを踏まえ、本市においても、国土交通省からの技術的助言に基づき、他都市の指定業者が給排水工事を施行することができるよう必要な改正をしようとするほか、その他関係法令の改正に伴う規定整備を行おうとするものであるとの説明がありました。これらに対し、災害発生時における他都市の指定業者の受入方法、他都市の指定業者が本市で工事を行う際の技術的な問題及び悪質な業者の参入への懸念、災害等からの速やかな復旧につながるよう受入窓口となる京都市公認水道協会との調整を着実に進める必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりであります。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党の各議員団及び無所属の2名の委員は、いずれも原案に賛成することになりました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら）これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第9、報第2号ないし報第16号、議第135号及び議第136号令和6年度京都市一般会計歳入歳出決算、ほか16件、以上17件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、森田守議員。

〔森田決算特別委員長登壇（拍手）〕

決算特別委員長（森田守）本委員会に付託されました報第2号令和6年度京都市一般会計歳入歳出決算ほか16件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、9月30日の本会議で付託を受け、10月3日に書類調査、6日から各分科会において各局ごとに質疑を続け、20日及び21日には市長、副市長に対する総括質疑を行った次第であります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、本市の決算全般及び本市の財政運営について申し上げます。

本件については、委員から、令和6年度決算は実質収支が58億円の黒字ということであるが、京都市立病院、交通局及び上下水道局の厳しい経営状況等をしっかりと市民に伝えなければ、黒字だから京都市の財政は大丈夫であるという風に受け止められる可能性がある。決算の状況を市民にしっかりと伝える必要がある。また、都市の発展は非常に大切である。市長は京都の都市の哲学や目指すべき方向、都市空間や都市における人間の在り方を深く考えて突き抜ける世界都市京都を目指しておられると思っている。リーダーとし

て目標を定めて、どこに進んでいくのかを見せていくことは非常に大事なことであると考えるが、市長は、この突き抜ける世界都市京都を実現するための財政についてどのようにお考えか。令和6年度決算が黒字であったことは結構であるが、この黒字は、過去負債の返済や今後予想される人件費の増加などである程度消化される規模感である。また、令和7年度の予算審議においても指摘したが、財政調整基金から100億円を取り崩して投資に回された。少子高齢化と人口減少が進んでいくと予想される25年先の未来について、人口が減っても豊かな暮らしができる都市を目指すのか、人口が減れば負担が増える社会はある程度はやむを得ないと考えているのか、それとも減った人口を外国人で補っていくような考え方なのか。人口が減っても、それに合わせて上手に運営できるような仕組みをしっかりと今から作っていくことが必要であると思うが、市長のお考えはいかがかとの質疑や御意見がありました。

これらに対し理事者から、確かに決算黒字は出ているが、構造的な問題をたくさん抱えており、気を引き締めて、市民の皆さんに我々の置かれた財政状況についてしっかりと説明することに努めていかなければならぬと思っている。また、観光客だけではなく多彩な人々に本市に集まってきてもらい、魅力ある活動をしていただくことが京都の経済力を強め、ひいては教育や福祉、生活基盤を支えることにもつながるのではないかと考える。そのためには、優れた企業や人材、多彩な企業や人材が集まって活動していただく拠点を作らなければいけないと考える。その際、京都の魅力である景観を壊してはいけないが、他方で、若者たちが京都で仕事をする、あるいは住む場所を整備していくまちづくりも必要である。伝統を大切にしながら、新しいダイナミックな再生産を両立することができるまちを突き抜ける世界都市、そして居場所と出番があるまちと言っている。例えば都市計画でも、地域コミュニティとの関係がうまくいかなくなれば、高さや容積率の問題だけではなく、地域のコミュニティを阻害してしまうことになる。それは恐らく京都が目指す姿ではないと思っている。そのため、京都の生活文化や地域に溶け込み、交流してもらう機能を重視することが極めて大事だと思っている。人口の量的減少を外国人で補うという考え方を持っていない。人口は減少しない方がよいと考えているが、人口の自然減についてはなかなか一自治体の力では変えにくいところがある。また、折角京都に集まってくれた若者、働き盛り又はこれから子育てをするという世代が流出していく社会減を何とか食い止めていきたいと思っている。そのうえで、多彩なクリエイティブな人たちに活動していただき、仮に居住していなくても京都ファンが集うような京都を作りたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか委員から、4年連続黒字であるが、納税義務者は実質2,000人減であり、横ばい傾向が続いている。納税義務者のみで測れるものではないが、市民をどのように豊かにしていくのかということが大変重要である。前市長の任期中に立てた毎年35億円の過去負債返済の計画について、バランス論を主張されるが、財政は単年度の収支均衡をベースにするという考え方に対するべきである。地方自治体は黒字を出すことを目的にした組織ではなく、財源を使った市民生活の向上及び住民の福祉の増進が役割であり、一連の結果として、人口増、税収増もかなえられると捉えている。これがバランスの取れた自治体財政の在り方であると考えるとの御意見がありました。

このほか、本市の財政運営に関しては、本市の強みと弱みを見極め、今後の施策展開と予算配分を検討する必要性、優先度の高い施策への重点投資に向けて財源を確保する必要性、財政基盤の強化に向けて京都の魅力をいかし、税収増につなげる取組を真剣に検討する必要性、年間35億円の過去負債の返済額の縮小を検討し、現役世代への子育て支援等の施策を充実させる必要性、社会资本整備が他都市に比べ遅れている状況を踏まえ積極的な公共投資を行う考え方などについても質疑や御意見がありました。

次に、主要施策分野ごとに申し上げます。

まず、市政の総合的な推進については、政策推進アドバイザーリストの成果を検証する必要性、京都基本構想（仮称）の策定に当たり根幹となる考え方、大学や専門家と連携し人口減少対策の数値目標を設定する必要性、文化首都としての位置付けを明確にするため文化首都の文言を明記した条例を制定する必要性、世界が憧れる唯一無二のまち、選ばれるまち・京都の実現に向けて本市の魅力を発信する必要性、差別や排外主義は許さないと市長が公に宣言する必要性、外国籍の方が地域住民と共に暮らしていくようなルールづくりを行う必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、防災危機管理については、避難所運営マニュアルの改訂に当たっては確保が望ましい備品や廊下の専用スペースを算定の基礎となる面積から除外し避難所の受入可能人数を算出する必要性、家庭備蓄及びマ

ンホールトイレの普及促進に向けた啓発の強化などについて質疑や御意見がありました。

次に、地球環境保全対策、ごみ減量、リサイクルの推進については、地元企業が開発した省エネ機器の開発や導入に係る支援を行う考え、若年層への環境課題に関する啓発のためのSNS等を活用した情報発信の内容をアップデートする必要性、2050年CO₂排出量正味ゼロの中間目標の達成が厳しい現状を踏まえた今後の取組への決意、環境問題に対する市民への理解浸透に向けた取組を広域的に拡大させるため国と連携する必要性、次期環境基本計画の策定を見据えた今後の環境行政推進に当たっての決意、生物多様性プランの中間見直しを踏まえた取組推進の決意、公衆衛生の維持や災害対応に向けてごみ収集業務の民間委託ではなく直営業務を拡大する必要性、土壤汚染対策法を厳守する観点から北陸新幹線延伸計画に係る建設残土の課題を踏まえ早急に計画の中止を要請するべきとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

次に、市民生活の向上、文化・スポーツ振興については、文化財の修理促進に向けてArt's Aid KYOTOを丁寧に周知するとともに最新技術の活用などで文化庁と連携する必要性、地域の自治は地域住民で行うという基本姿勢の醸成の重要性、DXの進展により将来的に区役所への来庁者が減少することを踏まえ、市民理解を得られるような庁舎再整備を進める必要性、複数設置されている相談窓口の統合など困り事を抱える女性が相談しやすい体制を整える必要性、ウイングス京都の民間活用において本来の機能強化よりも立地条件からにぎわい創出や収益性を優先しているのではないかとの指摘、京都マラソンを活用した今後のスポーツ振興の方向性、スポーツ施設整備に係る予算を継続的に確保したうえで、収益性が見込めない施設は公的責任により整備することでスポーツができる環境を構築する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、消防・救急については、京都府南部消防指令センター整備等に係る契約における市内企業の活用に向けた取組状況、消防指令センターの共同運用によりセンターの機能が十分に果たせない可能性があるとの指摘、救急車の適正利用に向けてターゲットを絞った効果的な広報を検討する考え、若年層への訴求に向け、SNS等を活用して消防団活動の魅力を発信する必要性、消防団員の活動継続に向けて負担軽減を図る必要性、平成23年度決算に対する付す意見を踏まえた消防団協会への交付金の在り方の見直しに係る検討状況、職員の負担軽減及び市民の安全確保の観点から3交替制に戻す必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、福祉・保健医療の取組については、がん検診の受診率向上に向けた今後の取組方針、子育て支援も含めた福祉の観点から市立病院とCOCO・てらすをヘルスケアの拠点として活用する必要性、京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例を抜本的に見直す必要性、個別避難計画の作成に当たるケアマネジャーへの報酬を改善する必要性、よりそい支援員の負担も考慮しひきこもりの方への全庁横断的な外出支援及び就労支援を推進する必要性、ケアラー支援条例の制定を契機とした今後の取組への決意、5年間掛けて国民健康保険料を引き上げようとする計画を撤回する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、子供若者育成支援の取組については、定員払い制など定員に満たない保育施設を支援する本市独自策を実施すべきとの指摘、多額の不用額が出ている現状に鑑み保育士の処遇改善に寄与するようプール制の再構築後の制度を見直す必要性、他都市の施策も踏まえて保育士の労働環境を改善することで保育人材の確保に取り組む必要性、児童館・学童クラブ事業等における登録児童数の増加を受けて今の実情やニーズに合わせた新たな整備方針を策定する必要性、一時保護所の定員超過の課題解消のため里親登録世帯数を拡大することの有効性に対する認識及びハード面の拡充に向けた予算措置の検討状況、増加する男性の育児における様々な悩みに対する寄り添い支援や取組の状況などについて質疑や御意見がありました。

次に、都市計画の取組については、既に大幅な規制緩和が行われておりこれ以上の京都駅一帯をはじめとする都市再生緊急整備地域における規制緩和は撤回すべきとの指摘、守るべき区域と緩和する区域のめり張りを付けて行政区単位ではなく通りや地域の一体性を含めた都市計画に見直す必要性、住宅宿泊事業の届出施設への規制強化の方針を踏まえ住民生活の支えとなるような規制内容にすべきとの指摘、住宅の新耐震グレーディングに対する認識及び国や他都市の状況を踏まえて取組を強化する必要性、交通事業者への多額の補助金により路線を維持確保している状況を踏まえ公共交通の再編も含めた抜本的な見直しを検討する必要性、市民優先価格の早期導入に向けて民間バス事業者とも丁寧に協議を行うとともに市民の足を守るため担い手不足など共通の課題解決に取り組む必要性、新たな交通システムの構築及び自動運転バスの実証実験に

おける国の補助金獲得に向けた決意、市営住宅においては社会課題解決に向けた空き住戸の活用と低所得者等向けの従来のセーフティネットとしての役割をバランスよく確保する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、都市建設の取組については、熱中症対策や働き方改革を踏まえ本市発注工事の工期を柔軟に設定する必要性、生活道路のバリアフリー化においては高齢者やベビーカー利用者等の様々な方の意見を受け止め事業を進める必要性、交通集中や費用負担等の課題が不透明な鴨川東岸線（第三工区）及び国道1号バイパス計画を中止し生活道路の改善を優先すべきとの指摘、青切符制度導入を見据えた自転車安全教育の取組方針、高齢化等により公園愛護協力会の維持が困難になることを見据え活動意欲向上のための取組を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、教育の取組については、教職員の働き方改革の観点からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが国の負担金算定の対象となるよう要望する必要性、管理職の負担軽減やメンタルヘルスケアも図る必要性、就学援助の認定基準の引上げに必要な財源及び準要保護者に対する就学援助の国庫補助の復活を国に求める必要性、教職員の負担軽減に向けていじめ対応の専門チームや外部委員会を設置する考え、2時間以内喫食が守られていない他都市の事例がある中で巨大給食センター調理による中学校給食の2時間以内喫食の実効性に対する疑問、部活動の地域連携に係る実施体制の構築及び制度設計に向けた今後の取組方針、全ての学校体育館への空調設置に向けてスピード感を持って取り組む決意などについて質疑や御意見がありました。

次に、商工振興、観光振興、農林振興については、都市間競争の激化を踏まえ、企業誘致に係る補助金制度の拡充及びインフラ整備に取り組む必要性、企業誘致に当たっては、市内の雇用創出及び定住促進につながるよう従業員の交通手段の確保も含め各局が一体となって取り組む必要性、生産性向上支援だけでは賃上げが困難な状況を踏まえ中小企業に対する直接的な賃上げ支援が必要との考え方、ビジネス利用など観光客以外の宿泊需要も含めた宿泊施設の充足率を注視していく必要性、農業の将来的な担い手の育成に向けて子供が農業を体験する機会を拡充する必要性、新青果棟への移転後の使用料上昇を踏まえた第一市場の場内事業者に対する支援策の検討状況などについて質疑や御意見がありました。

次に、交通事業については、市民生活に密接するバス路線の赤字に対する一般会計からの繰入れ及び敬老乗車証制度の改善を求める必要性、ダイヤ改正等に当たっては地域での懇談会を開催するなど能動的に市民の声を聴き理解を求める努力が必要との指摘、次期経営計画策定に向けた今後の動向及び計画の具体的な内容、オリジナルキャラクター等を活用し発信力のあるコアなファン層や子供に焦点を絞ったPR活動に取り組む必要性、ICカードの普及状況等を踏まえ磁気乗車券の廃止を検討する考え方、市内バスネットワークの維持に向けた民間事業者との共同経営の導入に対する認識などについて質疑や御意見がありました。

次に、上下水道事業については、次期経営ビジョンの策定に向けた検討状況について積極的に情報発信するとともに特に市民負担に関わる財政面の内容についてはしっかりと説明責任を果たす必要性、経営評価及び施設マネジメントの検討結果から見えてきた課題に対する今後の取組方針、国が推進している水道事業の広域化・民営化を本市は推進すべきではないとの考え方及び自治体水道としての役割を果たす必要性、子供たちが水道水の安全性を体感できるよう学校への冷水機やウォータースポットの設置拡大に取り組む考え方、広域連携による薬品等の一括購入やシステムの相互連携などスケールメリットをいかして運営コストを削減する必要性、スマートメーターを活用した見守りサービスなど水道料金以外の新たな収益事業の検討に取り組む考え方などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラム、改新京都の各議員団及び無所属の繁委員、菅谷委員、平田委員は、決算15件をいずれも認定するとともに、議第135号及び136号はいずれも原案に賛成する。共産党議員団は、報第2号、4号から7号及び13号から15号は認定しない。その他の決算は認定するとともに、議第135号及び136号はいずれも原案に賛成する。無所属の井崎委員は、報第2号は認定しない。その他の決算は認定するとともに、議第135号及び136号はいずれも原案に賛成することありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、報第2号、4号から7号及び13号から15号は多数をもって、残余の決算7件は全会一致をもって認定すべきものと決

定し、議第135号及び136号は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら）これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。加藤あい議員。

〔加藤あい議員登壇（拍手）〕

加藤あい議員　日本共産党市会議員団は、報第2号一般会計決算、報第4号国民健康保険事業特別会計決算、報第5号介護保険事業特別会計決算、報第6号後期高齢者医療特別会計決算について、認定しないと表明していますので、私は議員団を代表し、その理由を述べ討論いたします。

まず、報第2号についてであります。

認定しない第1の理由は、市民生活や子育て、市内中小企業への応援施策が乏しい決算だからです。松井市長の下で初めての通年決算であります。2024年度は58億円の黒字、これで4年連続の黒字となりました。敬老乗車証の本人負担3倍化や保育園補助金削減など、市民生活に多大な負担を押し付ける路線が継続されたことは重大です。新京都戦略で「市民生活第一の徹底」を掲げるのであれば、まずは傷んだ市民の暮らしこそ応援すべきです。動物園や文化施設など191施設の入場料・使用料の値上げ、いきいき市民活動センターの廃止は、市民の居場所と出番を作るという方針とも矛盾しています。本市の97パーセントを占める中小企業の賃上げ支援について求めましたが、まずは、事業をうまく回して収益を上げて賃上げにつなげよとの答弁がありました。それができないから中小企業は困っているのではありませんか。京都府とも連携し、市内の既存中小事業者に賃上げへ直接支援を講じることは、本市として当然の役割であります。

本市の子育て支援は大きく後れを取っています。党議員団が昨年の11月市会に提案したとおり、過去負債返済の平準化等で、小中学校給食費の無償化、子ども医療費18歳までゼロができる根拠があったことが示されました。京都市、出生率最低更新と本日も報じられました。子供を産む産まないは個人の選択であることは言うまでもありませんが、子育ての環境整備は京都市の喫緊の課題であります。施策化を強く求めるものであります。京都府就労・奨学金返済一体型支援事業について、協議が調べば来年度から制度拡充と答弁がありました。事業者支援にとどまらず、返済している本人も軽減されるような制度が必要です。

そのほかの子供施策についても申し述べます。児童相談所の一時保護所のひっ迫について、第三者評価の受審結果で早期改善提言が出されています。一刻の猶予もありません。体制の抜本的強化と第二児童相談所に一時保護施設を付設することを求めます。学童保育所の大規模化・過密化は子供たちの生活の場の保障から懸け離れています。早急な改善が求められます。20年前の一元化児童館130館目標を見直し、学童保育や児童館の新たな整備方針を策定することを求めます。民間保育園保育士の待遇改善については、国の公定価格の引上げ分を現場に還元し、削減した補助金は元に戻すべきです。宿舎借上げ支援の対象拡大を求めます。不登校児童生徒の対策について、多様な子供を包摂する学校づくりの表明がありましたが、教職員の採用拡大が必要であることを指摘しておきます。いずれの施策も、子供の権利保障、子供の最善の利益に立った京都市政を求めるものです。

認定しない第2の理由は、国と一体で大型開発行政を推進、公共の民間市場化を進めていることです。都市再生緊急整備地域の指定で、三条京阪や京都駅周辺の大改変が進められています。京都駅南側では京都市にあるオフィスの5倍の面積を供給する規制緩和が既に行われています。東京はじめ全国では駅前開発が頓挫し、高層ビルはどんどん空室が増えています。50年後、100年後においても歴史都市・京都が持つ優れた資源を守るために策定されたのが新景観政策であります。この理念に立ち返るべきです。

京都駅新橋上駅舎・自由通路整備は110億円の税金投入ですが、駅前の高層ビル計画と一体のものであります、在来線の減便の一方で1,740億円もの経常利益を見込んでいるJR西日本に社会的責任を求めるべきであります。鴨川東岸線第三工区、国道1号線バイパスなど、車を呼び込み交通量を増やすのではなく、持続可能性を重視した都市づくり、生活道路の改善を優先すべきです。北陸新幹線京都地下延伸計画については、どのルートも、どの案も混迷しています。与党の枠組みが変わった今こそ、市長が積極的に現行案に市民合意がないことを発言すべきことを指摘しておきます。

農業政策において、農地を産業用地とする方針はないとの表明がありました。ならば、向島農地を第2期地域未来投資促進基本計画における重点促進区域の指定から外すべきです。一方で、深刻化する気候危機対

策については、CO₂削減目標についても後ろ向きな姿勢が示されました。京都議定書発祥の地である本市こそ危機感を持ち、踏み込んだ削減目標を掲げ、取り組むべきです。

観光政策については、今市会で宿泊施設拡充・誘致方針の廃止が表明されました。遅きに失したと言わなければなりません。観光立国を国と共に進めてきたのが本市ですが、これがオーバーツーリズムを引き起こし、地域住民の生活と安全を脅かす原因となっています。総量規制で、住んでよし訪れてよしの京都市を作ることが質の良い観光を提供することになります。住宅宿泊事業について、条例による規制強化を検討するとの表明があり、また、簡易宿所も含めた民泊規制について検討していくと答弁がありました。党議員団が修正提案に示した立地規制や管理者常駐など実効性ある規制を求めるものです。多文化共生推進について、差別・排外主義に対し、市長がガバメントスピーチを発し、ヘイトスピーチ規制条例を制定することは、多文化共生を推進してきた本市の責務であることを強調しておきます。

認定しない第3の理由は、公共人材の疲弊と言いながら、処遇改善ではなく公務の民間委託化、非正規化、職員削減を進めているからです。決算年度において、会計年度任用職員の雇止めが行われました。民間では許されないことが、安定雇用に率先して取り組むべき自治体で行われていること自体が問題です。本市の会計年度任用職員は、専門的な業務に多く任用されています。継続性が重要ではありませんか。再度任用の上限撤廃を求めるものです。男女賃金格差是正について、特定事業主として積極的役割を果たすことが必要です。本市の女性の管理職登用は政令市16位にとどまっています。市長からは、女性の登用についてはしっかりと前に進めていかなければならないと表明がありました。ならば、男女共同参画計画案で同じ指標を現状把握にとどめていることは改めるべきです。能登半島地震は、地方自治体の日頃の体制がいかに重要かを明らかにしました。民間委託化や職員削減の路線そのものを見直す必要があります。決算年度に復活したまちの匠・ふらすについては、グレーゾーンで十分な耐震性能が確保されていないものもあり得る、支援対象を検討中と答弁がありました。災害に強いまちを作るために積極的な施策化を求めるものです。

市立病院の今後の在り方検討に際し、市長は、国の示した京都・乙訓医療圏の医療需要を検討の根拠とすることを適切と述べられました。しかし、この医療需要見込みは、診療実績に将来推計人口を掛けたものにすぎず、必要量ではありません。国の病床削減、機能分化の誘導に従うことでは、市民の命に対する責任は果たせません。国言いなりではなく、公立病院として潜在的な医療需要を掘り起こしていく立場に立つことを求めるものであります。

市営住宅については、ストック縮小、市場開放を優先、貴重な市民の財産が削られる一方であります。住まいは人権を率先して実現することにこそ、市営住宅の役割があります。今回、単身者用住居の空き家公募について、これまで39平米としてきたものを53平米まで対象拡大していると説明がありました。にもかかわらず、団地再生計画の単身者住宅は35平米と余りにも狭くなっています。最低居住面積を基準にした居室面積で十分としていることは、余りに不見識です。居住面積を拡大すべきです。また、家賃減免制度を元に戻すべきです。指定管理者制度導入が進められていますが、公共が責任を放棄するのではなく、責任を果たす、その上でコミュニティを再生していくことこそ必要です。公園について、Park-PFIやPark-UPで民間活用を進めていますが、公園面積の拡大の努力こそ公共として進めるべきであります。

最後に、報第4号国民健康保険特別会計等について述べます。国民健康保険が相互扶助なのか社会保障なのか、議論となりました。国保法にない相互扶助の言葉をもって、行政責任を曖昧にすべきでありません。行政が胸に刻むべきは、国民健康保険は社会保障であり、国民皆保険制度の根幹であるということです。負担の限界を超えた国民健康保険料を引き下げるべきであることから、認定しません。また、報第5号介護保険事業特別会計、報第6号後期高齢者医療特別会計決算は、いずれも保険料が値上げされており、被保険者の負担の増大は避けるべきことから、認定しません。

以上、申し述べて、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、谷口みゆき議員に発言を許します。谷口議員。

〔谷口みゆき議員登壇（拍手）〕

谷口みゆき議員 自由民主党京都市会議員団は、報第2号令和6年度京都市一般会計歳入歳出決算をはじめとする各会計の決算を認定するとの態度を表明しております。私は、議員団を代表してその理由を述べ討論を行います。

令和6年度は、松井市長の任期4年間の市政運営の方針として策定されました新京都戦略の初年度であり、

その実現に向けた基盤づくりとして、次の世代に託す種まきとなるような施策に順次着手されました。具体的には、京都ならではの施策として、子供たちが文化芸術に触れる機会の創出や、観光特急バスの新設による市民生活と観光の調和・両立、重層的支援体制の構築、地域企業、中小企業及びスタートアップ等の成長促進や企業立地の促進、起業家精神や探求心を育む教育環境の充実、若者・子育て世代の住まいの確保支援、安心すまい応援金の創設、災害備蓄物資の拡充など災害に強いまちづくりの推進など、人口減少対策、市民生活を守る施策、京都の新たな魅力・価値創造など、社会課題の克服、京都の未来を見据えた様々な施策を展開されました。

こうした中、令和6年度の決算は、歳入面では市税収入、市税徴収率共に過去最高となるとともに、3年連続で特別の財源対策を講じず、かつ公債償還基金の計画外の取崩し、いわゆる過去負債を計画どおり35億円返済したうえで58億円の黒字となりました。この黒字決算を受けまして、我が会派からは、新京都戦略に掲げる財政運営目標を達成し、持続可能な行財政運営に向け着実に前進していることを評価したうえで、財政状況が着実に改善していることなど、市民や事業者の方々に分かりやすく丁寧な説明を行うこと、物価高騰が長引く折、市民、事業者に心を寄せた財政運営を行うことなどについて指摘させていただきました。さらには、今後の市政運営に当たっては、社会情勢が大きく変動する場合にあっても、ぶれることのない確固とした理念、哲学を持つことが重要であることを指摘いたしました。京都がどのようなまちを目指していくのかについては、今後四半世紀の京都の在り方を展望する京都基本構想が正にそのものであり、我々議員団としても、しっかりと議論してまいりたいと考えております。

また、それを支える財政運営につきましては、市長、理事者から、まずは足腰の強い財政基盤を構築するため、担税力の強化と効率的な行政運営を進めていくこと。そのうえで、機動的な財政運営も必要であり、特別の財源対策を行わないという必要最低限の財政規律を守りつつ、必要な施策には最大限アクセルを踏み込むことが基本である。都市格を維持し、京都の価値を高めるために必要な投資はためらわずにを行うべきであり、同時に、財源に限りがある中、賢い選択を行っていくとの考えを示されました。公共投資につきましては、昨今の大規模災害の頻発、京都経済の活性化、市民生活の利便性向上など、その必要性、重要性は言うまでもありませんが、公共投資の実施に伴う市債発行については、将来の財政負担が生じるものもあることから、その発行規模については留意する必要があり、将来過度な負担とならないよう、長期のシミュレーションを行い、当面の市債発行の目安額を示されております。最低限の財政規律は守りながら、必要な施策にはしっかりと財源を投入していくということですので、こうした財政運営の理念をしっかりと堅持しつつ、また、公共投資を含め、必要な投資については、情勢の変化に応じて機動的に対応していただくよう求めておきます。

今後に向けては、物価高、人口減少、オーバーツーリズム、担い手確保、社会福祉関連事業への対応、災害対策、市立病院の在り方など、このほかにも様々な課題に対峙していくかなければなりません。歳入面では、人口減少による税収減なども懸念されるところでありますので、担税力強化をはじめ宿泊税やふるさと納税などの財源確保にも取り組む必要があると考えます。

去る10月21日、憲政史上初となる女性首相として高市早苗新首相が誕生いたしました。そして、新内閣の初閣議や所信表明におきまして、物価高対策に最優先で取り組むこととし、その対応を含めた新たな総合経済対策の策定と財源の裏付けとなる補正予算の早期編成を指示され、また、人口減少対策につきましては、本市においても、特に若者・子育て世代を中心とした人口流出が喫緊の課題ではありますが、人口減少を日本の最大の問題であるとし、子供・子育て政策を含む対策の検討体制を構築すると表明されております。

京都市におかれましても、こうした国の動きとしっかりと歩調を合わせ、物価高につきましては、影響を受ける市民、事業者の方々への追加の対策を、人口減少につきましては、子育て・教育、住まい、仕事など幅広い分野での一層の取組を、共に全庁一体となって総力を挙げて強力に進めていただきますよう強く求めまして、私の賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、井崎敦子議員に発言を許します。井崎議員。

〔井崎敦子議員登壇〕

井崎敦子議員 令和6年度決算において、報第2号一般会計歳入歳出決算を認定できなかった理由について討論いたします。

まず、京都駅橋上駅舎・自由通路整備事業ですが、令和6年度決算額は1億1,615万円、翌年度繰越額が7億

2,640万円、令和13年度までで103億3,580万円の予算が組まれています。これは駅舎の整備であり、本来はJRが負担すべきではないでしょうか。折しも、JR西日本の2026年度連結純利益は過去最高を更新するとの報道を聞いております。これだけ利益が上がっている事業者の整備費を税金で補助するのは、この物価高の中、市民理解を得られないと考えます。見直しを求めます。

続いて、多文化共生社会の推進について、観光に来られたり日本で暮らすことを選択される外国の方が増える中、観光政策、住宅政策、社会保障政策、教育環境など、受入側が早急に整備すべき問題は多々ありますが、昨今のインターネット上のデマを含む外国の方への差別・ヘイト投稿は見過ごせません。ネット上の差別投稿のチェックについて、京都市は独自で予算化をされていません。京都府では数百万円の予算規模で、ネット上の人権侵害の実態把握のため、府立大学と連携をして月1回程度チェックをされ、表現の自由と照らし合わせた上、問題ありと判断した投稿については京都地方法務局へ削除要請をされています。京都市には全国的にも貴重な人権問題に特化した研究機関である世界人権問題研究センターがあります。是非その知見をいかし、京都市においても独自のチェック機能を予算化、若しくは実効力のある条例制定を求めます。

次に、商工振興対策決算ですが、スタートアップ・エコシステム推進プロジェクトと企業立地促進予算について6億円以上の決算額となっており、約200件の新規立ち上げ企業への家賃補助なども含まれています。しかし、立ち上げ後の企業の継続状況などの後追いがされていないため、効果の程が検証できません。一方で、長年市民生活に密着してきた商店街への支援事業の決算額は4,790万円、個人商店への支援策も、融資預託金制度があるとはいえ、予算配分に偏りがあるのではないかでしょうか。個人事業主の多くが加入されている国民健康保険滞納数は令和6年度末で2万3,814世帯でした。令和7年度には値上げをされており、動向が心配されます。現在、都市計画においても、市内各地、特に京都駅東南部エリアでの再開発、高さ規制緩和などが計画されていますが、この地域で長年暮らし、お商売を営んでこられている方々への影響は十分に配慮されているでしょうか。ジェントリフィケーションという言葉も取り沙汰されていますが、地価が上がり家賃が上がり続けては、地域の暮らしが破壊されてしまいます。新たな雇用創出、担税力の強化のための施策と同時に、人口減少対策としても家賃値上がり規制や国民健康保険への補助、低廉な公営住宅の整備などが必要ではないでしょうか。産業創出と市民生活を支えていくバランスの再考をお願いいたします。

最後に、交通局における市民還元の決算額について、ポイントサービスに移行したこともあり、令和6年度は9,800万円でした。1日乗車券などをなくす以前の4億5,000万円から大幅に減っています。このポイントサービスのためのシステム整備に4億5,000万円、ランニングコストは毎年2,700万円掛かっています。今後、市民優先価格の実現の際には、このポイントサービスは継続されるのでしょうか。クレジットやQRコード乗車の実現のためにもシステム整備が必要だと思いますが、これまでの整備が無駄にならないよう要望します。これに伴って調べたところ、京都市全体で、令和6年度情報システムに係る決算額は135億8,000万円、このうち国の標準化に掛かる国庫補助額は11億4,000万円とのことです。ここ数年のシステムの決算額は100億円前後となっています。多額の費用が掛かっているので、業務の効率化や市民生活への還元について、そして環境負荷の面でもメリット、デメリットの精査をしっかりと行うことを要望します。

以上、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

～～～～～～～～～～～～～～～

議長（下村あきら） 討論の途中ですが、暫時休憩いたします。

〔午前11時51分休憩〕

〔午後1時再開〕

議長（下村あきら） 休憩前に引き続き、会議を行います。

～～～～～～～～～～～～～～

議長（下村あきら） 休憩前の議事を継続し、討論を続行いたします。中野洋一議員に発言を許します。中野議員。

〔中野洋一議員登壇（拍手）〕

中野洋一議員 私たち維新・京都・国民市会議員団は、報第2号令和6年度京都市一般会計歳入歳出決算ほか4件に認定の態度を表明しておりますので、その理由を述べ討論いたします。

令和6年度一般会計決算の収支は58億円の黒字で、令和4年度以降3年連続の黒字決算となりました。ま

た、計画どおりの過去負債の返済が行われており、その残高は約400億円にまで減少いたしました。毎年、特別の財源対策により赤字の穴埋めを行っていた数年前に比べると、見違えるほど健全な財政状況と言えます。しかし、財政危機は過去のことと言って決して気を緩めぬよう、あえて二つの指標で警鐘を鳴らしておきます。

一つ目は、実質単年度収支でございます。実質単年度収支というのは、決算の収支から繰越金の増減と基金の増減を加味したもので、その年度の収支の実態を正確に表す指標とされています。この実質単年度収支でございますが、速報値で、令和6年度決算では83億円の赤字と大きくマイナスとなっています。令和4年度は69億円の黒字であったものが令和5年度に11億円の赤字となり、更に赤字幅を拡大した格好でございます。これは、これまでから指摘しているとおり、財政調整基金の取崩しに頼った予算編成をしていることが主な要因です。

二つ目は、経常収支比率です。経常収支比率というのは、財政構造の弾力性を示す指標です。経常収支比率が100パーセントを超えると、地方税や地方交付税などの経常的な一般財源で、人件費、扶助費、公債費などの経常経費が賄えていない状態を意味します。こちらも速報値ですが、本市の令和6年度決算での経常収支比率は100.4パーセントと、100パーセントを超えております。この状況が続けば、早晚赤字に転落します。税収が増収傾向にある中、これらの課題は一時的には改善される可能性はあります。しかし、景気次第では再び厳しい財政状況に陥るリスクをはらんでいることを改めて指摘するとともに、絶え間ない行財政改革により財政構造の是正を行っていただくよう強く求めます。

次に、京都市の喫緊の課題であるオーバーツーリズムについてでございます。この対策の成否には、これから京都市のまちの運命が懸かっていると言っても過言ではございません。円安にますます拍車が掛かり、世界各国の中間層が分厚くなる中、今後京都を訪れるインバウンドが更に増えるのは確実でございます。そういう状況が進む中、効果のある徹底した対策が必要です。そのために、オーバーツーリズムが局所的にひどい状態であることを受け止めての政策展開、また、対策のための予算をプロジェクトチームやひつ迫している区役所へ別枠で充当していくことも強く求めます。あわせて、具体的な対策の一つとして、施設への事前申込みによる入場制限などを一部取り入れてみるべきではないかと考えています。まずは、二条城や入場有料の京都市の管理施設で試行実施するなどのうえで、寺社などとも協力していく体制づくりをしていくことも提案いたします。

次に、人口減少についてでございます。日本の国中の人口が減っている中、京都市の特殊事情ではございません。しかし、少しでも多くの方が京都市に住み続けていただける、選んで住んでいただけるという自治体の持つ根本的な役割を改めて充実させ、成就させていく必要があります。そのために、これまでの政策に効果があったのか、検証と目標設定をし、政策の転換が必要ではないか、今住んでいる方々に更に満足度を上げるために何ができるのかなど、足元を見詰め直しての政策展開を求めます。京都市に新たに住もうと考えられている方を強力に引き付ける素材として、洛西“SAIKO”プロジェクト、meetus山科-醍醐プロジェクト、またニュータウンなどがあり、これらの魅力の更なる向上が挙げられます。多くの方の住む動機付けとなるべく不断の効果検証を厳しくし、目標や期限を定めて確実に事業完遂していくことを求めます。

ケアラー支援については、条例が出来たことで落着ではなく、これから、より実行性のある施策への落とし込みが肝要でございます。年齢に関係なくケアラーとして取り組まれている方々に物心共に支援できる体制と仕組みづくりを求める。

先ほどの人口減少対策の一環として始まった公園整備計画、こどもまんなか公園魅力アッププロジェクトに関しては、現在実行されている古いトイレの改修や樹木の選定などは、市民の生活環境向上に資するものとして評価できるものの、一般的な公園管理の範囲を出ず、洛西に設置された遊具も本来地域に求められていたものとは言い切れません。今後は、行政側の判断だけで整備内容を決めることなく、子供やその保護者を中心に据えた柔軟な政策立案と実行を求める。

また、2億円の支出のある民間バス事業者支援については、市民の足を守るという観点から、公金を支出する行為そのものについては必要性を認めます。しかし、今後も永続的に続けるか否かを含め検討を続け、運賃の市民優先価格が全市でスムーズに実現できるよう、各社との協議を確実に進めていくことをお願いいたします。

交通局の令和6年度決算については、コロナ禍で落ち込んだ乗客数が観光需要の増加などとも相まって回復し、市バス・地下鉄両事業共に2年連続黒字を達成したことについては大変喜ばしいことでございます。しかしながら、長引く物価高による燃料費の高騰、引き続き重要課題となっている担い手の確保対策、そして一部のバス系統での慢性的な乗れない、降りられない状態、それらが市民生活に大きな影響を及ぼしています。このうちどれ一つ取っても特効薬があるわけではございませんが、今ある資源をいかして最大限知恵を絞って課題解決をしていくことを求めます。特に担い手の確保は、運転士を増やすだけではなく、今いる人員の中でいかに効率よくお客様を乗せ、満足度の高いバス路線を構築していくかが最終地点でもあります。そのためには、現在の市バスはどこから乗っても中心地の四条河原町まで乗換えなしで行ける路線が多いのが利便性の高さとも言えますが、それ以上に今後の乗りやすさを追求する点として、バスから地下鉄への乗換誘導に加えて、バスからバスへの乗継ぎ割引や、運行区域ごとに分けてその域内では自由に乗り降りできる形などを作り上げていくことを要望します。

また、最大の課題は、市民の足である市バスを取り戻すことでもあります。特に東山区の観光地周辺の混雑緩和に寄与するとして始まった観光特急についても、並行する206号の1日当たりの乗客数が平均2万7,624人に対し、観光特急EX100では令和7年度平均で2,900人と、2年たっても残念ながら乗客数が10分の1という結果になっています。路線の見直しもあるものの、観光客の方がその存在を知らない、乗ることへのインセンティブを持っていただけないといった課題があるため、従来の系統に観光客も乗るという構図から脱却ができていません。今のままでは、乗れない、降りられない、市民の足として使うことができないという地域の方々の苦しみに応えることはできません。そのためにも、観光客に訴求力のある広報活動や地下鉄バス1日券を使えば、スムーズに安価で目的地に行くことができるなどのメリットを中心に普及啓発されることを強く求めます。交通局分の宿泊税充当事業に活用された費用は、市バス事業に約1.4億円、地下鉄事業に約3,000万円でした。充当された費用の全額を最優先の混雑対策に費やしてもまだ足りないという状況の中で、残念ながら別事業にも活用されており、まずは混雑対策を完全に解決し、市民が確実に乗れる市バスを取り戻すという覚悟を今まで以上に強く持ってほしいと希望するところでございます。あらゆる手を尽くし、担い手確保、オーバーツーリズム対策により一層取り組まれることを要望いたします。

最後に、上下水道局の決算について申し上げます。今回の決算では、両事業とも黒字が続いているものの、節水型社会の定着と今後の人口動態を見れば、将来的に利用料金が落ち込むのは必然です。一方で、老朽管の更新や施設の維持修繕費等の既存インフラ整備にばく大な費用を要するなど、決して今後の経営について楽観視することはできません。先月発表された施設マネジメント検討結果では、収益的収支は年々悪化し、令和10年度には当年度の建設改良事業の財源となる積立金を確保できず、単年度の実質的な損失がマイナス8億円生じ、令和39年度にはマイナス223億円に拡大する見通しが出ていることからも、今後の考えられる支出増加をいかに抑えられるかに命運が懸かっています。両事業共に人件費は削減する余地が極めて少なく、全国で水道管に関する事故が多発する中、既存インフラの整備費が増大していくことを踏まえると、唯一削減できるのは運営コストしかありません。現在、京都府との広域連携も一部進んでいるものの、スケールメリットをいかした施設の統廃合をはじめとする広域化を進めるなど、徹底したコスト削減を求めるところでございます。老朽管の解消に向けた取組は、30年から50年という長期的視点での更新作業と、その間の点検・修繕も併せて考える必要があります。管路交換を早期に行うのがベストでございますが、多額の費用と時間を要することから、新技術を活用した調査方法を積極的に用いるなど、事故防止に資する点検作業、修繕作業について一層取り組まれるようお願いいたします。

上下水道局は独立採算制の公営企業であるため、社会情勢が変化しても不断の経営努力が必要ですが、管路更新等に掛かる全ての財源を自治体で賄うことは不可能に近いのが現状です。財政支援を国に求めていくことも併せて要望いたします。

私たちの会派の賛成討論はこれで全部です。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、北山ただお議員に発言を許します。北山議員。

〔北山ただお議員登壇（拍手）〕

北山ただお議員 日本共産党市会議員団は、報第13号水道事業特別会計決算、報第14号公共下水道事業特別会計決算、報第15号自動車運送事業特別会計決算については認定せず、報第16号高速鉄道事業会計決算については認定するとの態度を表明しておりますので、私は会派を代表してその理由を申し述べます。

報第13号、報第14号につきまして、今回ほど上下水道の老朽管対策が叫ばれたことはありません。埼玉県八潮市の道路陥没事故や本市の五条高倉での水道管漏水事故が起こり、全国では年間2万件もの漏水が起っている。国土交通省も全国で緊急特別調査を指示するなど、命の水を守り、都市根幹施設の安全・安心を確保することは、正に喫緊の課題であります。老朽管の更新や維持管理に対する国の補助制度が劣悪なところに大きな問題があり、その改善に対して、市長の大いなる努力と実現に向けた決意が求められるわけであります。同時に、下水道会計に繰り入れていた出資金の復活がされていないことは大問題であります。次年度予算に計上されることを強く求めるものであります。さらに、事業を民営化に引き込んでいく広域化、これについて京都府に追随をしていること、事業の根幹は守ると表明されながら、民間委託にどんどん踏み込むことはやめるべきであります。

次に、報第15号、市バス事業についてであります。まず、ただでさえ運行回数が少ない調整区間において、ダイヤ改正の名の下に減便を行い、一層不便になりました。運賃につきましても、値上げは回避をすると市長は公言しておられましたけれども、昨年、調整区間において値上げが強行されました。市長は、値上げ回避は均一区間のことだったと述べられたわけですが、これは見識が問われるものであります。西京区の方から、減便を元に戻してほしい、運賃値上げは撤回せよとたくさんの市会請願や陳情が寄せられたわけでありますが、聞く耳持たずの態度に私は厳しく抗議をするものでありますし、このことを元に戻す、このことを強く求めるものであります。

運転士不足の問題でも、給料の引上げが求められ、昨年は一定の引上げがありました。給料表の5表から1表への変更がされず、抜本的な改善がされておりません。さらに、交通局理事者は、なりふり構わぬ経営努力をすると表明されているわけですが、一般会計からの補助については、一般会計に頼らない経営をすると真剣な努力がされておりません。敬老乗車証について、制度が改悪をされ、その分の繰入れを見ましても、3年間で17億円も減らされているのに改善要望もしないのでは、なりふり構わないとは裏腹の態度ではないでしょうか。市長が管理者に対して、独立採算が原則というものの、宿泊税を中心に一般会計からもしっかりと支援をするので、上を向いた、前を向いた経営をしてほしいと言われたことが管理者の答弁でも明らかになりましたが、市民の足を守る責任を一般会計が果たすことは当然であります。独立採算性こそ、市民に負担を押し付けるとともに交通事業を困難にしている最大の要因であることは明白です。独立採算制をやめさせることを他の事業者と共に国に強く求め、更に国の支援を拡大し、運賃値上げをすることなく公共交通である市バス・地下鉄の運営を行うことを強く求めるものであります。

報第16号、地下鉄事業につきましては、私たちが長年求めてまいりました転落防止柵の全駅設置計画を具体化させ、駅トイレの改善や生理用品の提供などの努力がされているので認定をいたします。ただし、駅務員の民間委託や無人改札口など乗客サービスを後退させていることは、改善されるよう強く求めておきます。

以上をもちまして討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、平山よしかず議員に発言を許します。平山議員。

〔平山よしかず議員登壇（拍手）〕

平山よしかず議員 公明党京都市会議員団は、令和6年度一般会計決算をはじめとする各会計の決算を認定するとともに、関連議案について賛成するとの態度を表明しています。私は議員団を代表してその理由を述べ討論いたします。

58億円の黒字となった本市の令和6年度決算について、松井市長は、市民、事業者の皆様の努力により過去最高となった市税収入を活用し、突き抜ける世界都市京都の基盤づくりを推進することができたと説明されました。また、財政については、特別の財源対策によらない実質黒字を達成し、いわゆる過去負債も計画どおりに返済することで、持続可能な行財政運営についても前進したと説明されました。私たち議員団は、令和6年度決算がこれから京都市政の確かな一歩となったことを高く評価し、決算を認定します。今後の市民生活の向上には、京都での住まい、子育て、働くこと、地域のことなど様々な魅力を多くの人に実感いただける京都の付加価値の向上が欠かせません。重要なのは、成長戦略の基軸である新京都戦略をプラスアップしながら力強く推進することです。そのため、会派の代表質問において市長が御答弁されたとおり、京都の本質的な価値や強みにつながる公共投資は、ためらわず速やかに実施していくことにも賛成します。

成長戦略について一言申し上げます。京都の魅力として、京町家をはじめ木造家屋や景観が維持されていること、また学生のまちであることなどが挙げられますが、こうした都市特性が税収面では弱みになっています。デジタル化やA Iとの融合で、文化芸術、伝統産業など様々な分野のポテンシャルを引き出す余地はまだまだあります。京都の都市特性に起因する弱みを強みに変えていく施策を強力に進めていただきたいと思います。

その他、決算特別委員会で指摘・提案した事項を幾つか申し述べます。

来年度から導入予定の耳で聴くハザードマップに関して、今後も、あらゆる方に確実に防災情報を届けていく不断の取組が必要とされています。視覚障害の方々はもとより、ロービジョンなど見えづらさを感じていらっしゃる方々、その他様々な困難を抱えていらっしゃる方々へ確実に伝わる防災情報提供の体制構築に引き続き取り組んでいただくことをお願いします。

次に、子供たちの健やかな成長と子育て家庭の負担軽減を目指して令和8年度から始まるこども誰でも通園制度が、保護者の不安解消や子供の社会性育成の場として機能すること。あわせて、妊娠期から産後までの切れ目ない支援と産後ケアの充実に着実に取り組むことを求めます。京都安心すまい応援金は、子育て世帯の定住・移住促進に加え、市内事業者によるリフォーム施工、中古住宅市場の活性化など、多くの効果を生んでいます。まちの匠・ぶらすと併せて令和8年度も是非継続実施し、住環境の充実に取り組んでください。

続いて、第1次国土強靭化実施中期計画を踏まえ、道路や橋りょう、公園などの長寿命化に取り組むとともに、交通バリアフリー対策も着実に進めていただきたい。また、自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符適用に伴い、交通安全教育の更なる充実をお願いします。

不登校に悩む児童生徒にとっての居場所として、校内サポートルームにおける人員拡充が求められています。子ども支援コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどに関しても体制強化が必要です。また、困難な問題を抱える方への支援を強力に進めるとともに、若者・高齢者など性別・年齢に関わらず、単身世帯などの様々な生き方が尊重され、安心して暮らせる社会づくりにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

京都の伝統・知恵・イノベーションの力により、都市の活力と成長を支える産業が育つまちとして地域企業、中小企業の持続的発展、成長促進と共にスタートアップなどの創出・成長戦略や国内外の企業立地に向けた取組を推進されたことを評価いたします。今後は、更なる地域・中小企業の成長発展に向けた支援を加速し、農林業の成長産業化に御尽力いただきたい。また、第2期グローバル拠点都市としてIVS、BEYONDなどスタートアップ創出に向けて取組を強化していただきたいと思います。

一方、観光政策は、市民生活と観光の調和・両立に向け取組を進めていただきました。しかしながら、市民実感としては、依然、混雑による課題を6割以上の市民が感じていらっしゃいます。市バス混雑緩和、有名観光地への集中化等に対して、地域住民の声をしっかりと受け止め、改善に向けて府及び近隣市町村とも連携した取組を求めます。

交通事業については、令和6年度経営評価において全ての項目を達成されたことを率直に評価いたします。そのうえで、運転手不足、燃料費、光熱費、人件費などが高騰する中で、市民の重要なインフラである市バス・地下鉄の路線を維持していくことは並大抵のことではありません。市民の足を守るとの固い決意を実現するため、次期経営ビジョン策定においては、民間事業者との連携強化をはじめ持続可能な安定経営に向けて、新たな経営の在り方などあらゆる方策を検討されることを期待します。

上下水道事業に関して、今、市民の関心が高い上下水道管の布設替えを着実に実行していただきたい。先日発表された施設マネジメントの検討結果において、今後の管路・施設の更新需要の把握、事業費の算出、財政収支見通しが示されました。持続可能な上下水道事業を実現するため、審議会で検討がなされていきますけれども、その審議内容を議会をはじめ広く市民に公表するなど、市民の理解と協力が不可欠であると申し上げます。

最後に、私たち議員団が今市会で強く訴えてまいりました安心と温もりのある共生社会の実現に関して要望をいたします。近年、本市に暮らす外国籍の方々が増えています。外国籍市民との共生社会の実現に向けて、課題が顕在化し始めている土地購入などを含め、市民生活を大切にし京都の文化を共有する視点から、お互いが理解し合っていく取組と、共に守るべき一定のルールづくりを本市として進めていくことを求めま

す。多様な価値観が交錯する中にあって、政治や社会に大きな変化が表れている今、私たち公明党京都市会議員団は、大衆と共にとの立党精神を体現し、市民の幸福実現のための京都市政の推進に引き続き尽力することを改めて表明し、賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、きくち一秀議員に発言を許します。きくち議員。

〔きくち一秀議員登壇（拍手）〕

きくち一秀議員 私たち民主・市民フォーラム京都市会議員団は、本市会に提案の報第2号から16号、議第135号及び136号に賛成の態度を表明しております。その立場から討論をいたします。

初めに、令和6年度決算についてであります。行財政改革集中期間を経て、特別の財源対策を講じず、3年連続で黒字を達成、過去負債である公債償還基金の取崩しの返済は35億円を返済し、令和20年度をめどに、できる限りの早期返済を目指している。本市の特性として、プール制による民間保育園の委託、敬老乗車証の変更など、市民の皆様の御理解をいただきながら、基幹市税である個人市民税、固定資産税などの増収による担税力の強化により、財政破綻かと思わせる状況から、未来に向けての確実な一步になり得る決算であると評価いたします。あわせて、令和8年3月から税率変更を予定している宿泊税の議論を深めたことや、同じく、ふるさと納税では、制度開始以降、当時の獲得競争にくみしないという姿勢から、現在は京都らしさを感じる物品などを提供。宿泊税、ふるさと納税は、本市の特性と現状を市外の方々からの御理解をいただく機会と捉え、増収に努めていただきたい。

次に、新京都戦略についてです。令和6年度、松井市長が提案する新京都戦略の初年度であり、突き抜ける世界都市京都を目指し、令和9年度までの計画である。また、今年度は、令和8年4月より発出を目指し、2050年度までの京都基本構想（仮称）を策定するため、市民の皆様の御意見と議会での議論を深める重要な時期であります。新京都戦略では、六つの政策の目標を掲げている。新たな魅力、価値を創造し続けるまち、包摂性が高く誰もが生き生きと活躍できるまち、都市の活力と成長を支える産業が育つまち、未来を担う子供・若者を社会全体で共に育むまち、自然環境と調和する持続可能なまち、安心・安全で災害に強いレジリエントなまち、その六つの政策目標の下、市民生活第一を基本に捉え、都市全体の魅力や活力を向上させ、市民生活の豊かさにつなげ、更なる好循環を創出していくこととしています。私たち会派は代表質問では、小中学校の体育施設の機能充実や都市型ロープウェーなど新交通のシステム検討、市長総括質疑では、多文化共生のまちづくりや市立芸大跡地の今後の活用などについて議論を深めました。本市の財政運営では、国との連携、府との協調の中、地域福祉を中心に行政目的に合致するなど、基準財政需要額で評価される仕組みになっていますが、人口約143万人の都市であり、今まで地下鉄建設と西進、現在は観光に関する課題、これからは移民政策と多文化共生など、大きな課題が存在しています。そのうえで、民間活力の導入については、本市の行政目的とその対象と範囲を改めて明確にすることと、市民要望の多様化への対応や、本市資産の在り方、財政効率化、民間に任せることにより発生するであろうリスクなどを十二分に把握に努めていただきたいと思っています。

人口減少に対しての危惧、市外への流出と転入について、雇用や住まい、子育て環境などの数値目標について、本市の態度が問われる機会があつたかと思います。過疎化に苦しむ市町村は、子育て世帯への生活支援のため助成金の拠出、東京や大阪は、大都市としての経済力と財政力を背景に、施策とパフォーマンスにより住民の皆様とのコミュニケーションを図っているように思われるが、本市においては、今後的人口減少に対して、人口増減数の目標数値の設定は後回しにし、町衆、学藝衆、まち柄、交ざり合いなど、ウェルビーイングを感じ取るまちに、そして、市民の皆様のそれぞれが生きていてよかったと実感していただけるように、取組を着実に前進させていただきますようよろしくお願い申し上げます。

保健福祉局では、命と暮らしを守るとともに共生社会の実現に向けた取組を推進されました。子宮頸がん検診の無料クーポンの配布対象の年齢などの拡充や若年がんの患者の在宅援助支援により、がんに対する予防、病後の支援により、市民の命と暮らしのサポートに努めていただくこと。地域では、社会福祉協議会、民生委員、老人福祉員を中心に活動をいただくこと。少子高齢化の中、高齢者に限らず、一人暮らし世帯の増加、就学援助世帯の家庭に育つ児童など、不登校やひきこもりなど、日々の暮らしには課題が多いことから、地域支え合い活動創出コーディネーターの体制拡充などにより、福祉機能の充実に取り組んでいただきたい。京都市立病院の運営であるが、非常に厳しい財政状況であると報告をいただきました。感染症など政策医療を担うと同時に、市民に必要とされる病院を目指し、本市と病院において、改めて重厚な連携が必要

ではないかと考えます。

子ども若者はぐくみ局では、次元の異なる少子化対策の開始以降、こども誰でも通園制度の本格実施に向けての試行実施や保育士加配の要件緩和など、国による新政策、制度の変更が実施されました。産前産後における妊活治療の助成金支給や対象要件緩和による産後ケアの充実では、妊婦の方の精神的な安心を得ることが重要であります。今般、局別質疑では、小児医療の充実や病後児保育の課題も議論されました。子育て世帯の方々の安心・安全を獲得できる体制づくりに励んでいただきたい。

環境政策局では、地球温暖化対策として、脱炭素先行推進事業では、文化遺産を対象に省エネ事業、賃貸住宅における備付け家電の取替え促進などは、本市の特性でもある寺社仏閣や大学の多いまち柄の環境維持にふさわしいものである。いわゆる清掃行政による循環型社会の構築では、ピーク時から24年連続のごみ量減少により、昨年度は36.5万トンにされた。プラスチックごみや雑紙回収なども、市民の皆様や民間業者の御理解・御協力の下に、担当局としてのごみ減量対策について評価をいたします。生物多様性保全では、府市協調できようと生物多様性センターを左京区役所内に開設、きょうと☆いきものフェス！2024では1万1,000人の来場があり、府立大学の情報量の提供や、植物園、動物園などの連携などにより、生物多様性について、全市的に広く理解を促せるよう仕組みづくりに努めていただきたい。

都市計画局では、交通担い手確保・定着支援事業において、民間も含め、バス・タクシー事業者などの補助金を出し、その運行体制への効果を促す取組については評価いたします。今後、自動運転バスの導入に向けた実証実験を予定する中、交通局が民間バス事業者と連携をしつつ、新交通システムなどの新しい交通機能手段を導入し、持続可能なまちづくりをどのようにしていかれるのか期待をします。自動車運送事業では、令和6年度の重要課題として、市バス運転士の不足への対応、市バスの混雑対策の2点を積極的に取り組まれました。通勤定期や定期外などの収入が増加し、年間を通じたお客様数は前年度を上回ったことについては、コロナ禍により数年にわたり財政難を経験されたうえで、令和6年度の決算を迎えたのは感慨深く、同時に、通学定期の販売減少や周辺部の乗客数が戻り切っていないことは今後の課題であります。市民優先価格の実現に向けて、国交省との交渉など、難しい課題に挑戦されています。外国人を含む観光客を受け入れることによっての価格調整ですが、ただし、周辺部の観光客数は、中心部と比較した場合、まだ来訪者が多い状況ではありません。改めて、令和9年度中の実現を目指す、全市的な市民優先価格の提案については、短期間の中で研究を要し、広く市民に理解をいただくことが必要であります。

上下水道については、特に下水道の管路改修に関して、埼玉県の事故を踏まえ、本市は、これを機に市内全域の一斉点検を実施された。そもそも他都市平均より管路整備率は高いものの、今後の財政状況が危惧される中、管路整備を確実に前進していただきたい。今後、国の予算措置が検討されることですが、一般財源の繰入れを休止している中、上下水道の整備を促進し、市民に対して安心・安全の供給体制の維持を努めていただきたい。

結びに、過日の参議院選挙で話題となった多文化共生については、市民が納得いく対策を打っていくことが本市の重要な課題として認識し、スローガンだけで中身のない共生や排外主義にならないようにするためにも努力を惜しまないこと。また、外国人に対して孤立化させないためにも、既存の町内会との関わりや体育祭などの交流しやすいイベントに参加できるよう、本市が架け橋となって対応することを求めます。

以上で賛成討論を終わります。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、片桐直哉議員に発言を許します。片桐議員。

〔片桐直哉議員登壇（拍手）〕

片桐直哉議員 改新京都は、報第2号から16号を認定し、議第135号及び136号に賛成するとの態度を表明しておりますので、その立場から討論いたします。

いまだ京都市が財政危機であるという認識をお持ちの方も少なからずおられます。決算を見る限り、当面の危機は脱した状況にあります。しかしながら、なぜ財政状況がよくなったかは、しっかり分析する必要があります。もちろん改革の効果ということもありますが、市民の税負担が増えたことで税収が増え、財政が改善しているのだということは正しく理解しなければなりません。門川前市長が財政危機を表明した、令和2年12月時点で確定していた令和元年度決算での個人市民税の税収入は1,175億円でした。今回の令和6年度決算で1,177億円。減税の影響はありますが、所得と連動する個人市民税はそう伸びてはいません。一方で、固定資産税は1,072億円から1,228億円へと伸びています。昔ながらの商店街で長らく変わらないお商売

をされていて、何か大きく売上げが増えたり商売が伸びたりする状況があったわけではないけれども、土地の値段だけが上がって固定資産税の負担だけが増えた。そういった負担増の一つ一つの積重ねが、今回の決算での実質黒字の裏には含まれているのだということに思いを致さなければなりません。また、現在は実体経済を上回る速度での株価の上昇が続いていると言える状況ではないでしょうか。株価の上昇と土地価格の上昇には一定の相関関係がありますし、更に円安が進むことでインバウンドがより過熱し、今以上に投機的に京都の土地需要が高まる状況も想定されます。土地価格の高騰は、市民の負担増にもつながりますし、そもそも、そこに住み続けたい人や住みたい人が住めなくなる、特に若年層の人口流出につながる課題でもあります。

だからこそ、こうした税収から得られる財源の使い方が重要だと言わねばなりません。将来の成長につながる投資ももちろん必要ではありますが、子育て支援や交通など、今の暮らしを支える投資をよりしっかりと充実していかなければなりません。同時に、過去から引きずってきた課題の整理という点においては、過去負債の返済というお金の面での対応だけではなく、決算審査の中で指摘をした地域自治の中での仕組みのアップデートや市道や橋の問題など、長年手が付けられていなかった課題への対応なども今後しっかりと取り組んでいただくことを求めるものであります。

最後に、社会の分断が進んでいるということへの懸念から、今市会では多文化共生や社会的包摶について多く議論がされました。SNSで一方的な情報や人権侵害につながる情報が無秩序に拡散される時代でもあります。25年前に作られた現基本構想の第1章にこう書かれています。「昨今の日本社会においては、政治、行政、金融、企業経営、教育などの分野で、これまで確実なもの、安全なものとして信じられ、慣行とされてきたさまざまの社会的な制度やしぐみへの信頼が大きく揺らいでいる。これを放置すれば、21世紀には、信頼の崩壊という社会の基盤を揺るがす危機を招くことにもなりかねない。現代社会が直面するさまざまな課題を克服し、長期的な視点に立って持続可能な社会をつくっていくためにも、この社会に、そしてさまざまな世代間に、信頼というものを構築し直すことが強く求められている。」正に今の時代を予見したものであったと感じています。私たちは、改めて信頼というものを構築し直さなければなりません。このことを申し上げ、討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、井上よしひろ議員に発言を許します。井上議員。

〔井上よしひろ議員登壇（拍手）〕

井上よしひろ議員 自由民主党京都市会議員団は、報第13号から報第16号並びに議第135号、136号について、認定及び賛成するとの態度を表明しております。私は、議員団を代表し、その理由を述べ討論といたします。

まず、自動車運送事業及び高速鉄道事業についてです。令和6年度は、通勤定期の利用やICカード、地下鉄・バス1日券などの定期外利用が増加し、年間を通じたお客様数は前年度を上回りました。コロナ禍前の令和元年度との比較では、1日当たりのお客様数が市バスは5.3パーセントの減少と、依然としてコロナ禍前のお客様数には及ばなかった一方で、地下鉄は0.1パーセントの増加となり、地下鉄開業以来、過去最高のお客様数となりました。また、財政状況については、市バス・地下鉄両事業ともお客様数の回復に加え、平均乗車単価の他都市並みへの改善などの効果もあり、2年連続で黒字を確保することができました。しかしながら、市バス事業は担い手確保に向けた処遇改善のため人件費が必要となるほか、軽油価格をはじめとする物価高騰の影響もあり、前年度から黒字額が2億円減少しており、地下鉄事業もいまだ多額の企業債残高を抱えるなど、依然として厳しい経営状況にあるため、引き続き、経営改善に向けて、利用促進、収入増加、経費削減にしっかりと取り組んでいただこうと求めます。

また、こうした厳しい経営状況の中でも、交通局は安全輸送を使命とする交通事業者として、安全・安心の取組を最優先に、地下鉄車両への車内防犯カメラの設置などの安全対策を進めるとともに、地下鉄・バスICポイントサービス、もえぽつのモバイルICOCAへの対応などの利便性向上の取組を推進され、さらには、担い手確保と市バスの混雑緩和を喫緊の重要課題として、市バス運転士不足非常事態宣言の発出を踏まえた職員の処遇改善や職場環境の改善、観光特急バスの運行開始や地下鉄をはじめとした鉄道をいかした移動経路の分散化の取組を積極的に展開するなど、将来を見据えた投資をしっかりと実施し、市民生活を支える交通インフラとして市民の足を確保したことは評価できます。

現在、交通局においては、経営健全化団体に陥らないことを目標にするなど、従来の守り一辺倒の経営方

針から、市民優先価格をはじめとする運賃制度の在り方、バス路線の在り方、自動運転バスの導入、駅ナカビジネスの新たな展開など、攻めの視点を取り入れた次期経営計画の策定に向けた検討を進められているとのことです。市民の足である市バス・地下鉄を将来にわたって維持していくため、これまでの守りの姿勢から脱却し、前向きな取組をしっかりと進めていただくことを強く求めておきます。

次に、水道事業及び公共下水道事業についてであります。令和6年度は中期経営プランの2年目として、老朽化した水道配水管の更新をはじめとした震災対策や雨水幹線の整備などの事業を着実に推進されました。昨今、全国的にも課題となっている老朽管対策について、水道事業では水道配水管の更新を約56キロメートル実施され、老朽配水管の解消率はプラン目標の57.1パーセントを達成、公共下水道事業では下水道管路の改築更新、地震対策として約33キロメートルの管路の対策などを進め、プラン目標に掲げる下水道管路改築、地震対策率は目標どおり34.8パーセントを達成したことあります。また、浸水対策としても、雨水幹線などの整備を進め、10年確率降雨に対応する雨水整備率はプラン目標の34.8パーセントを達成されており、8月に本市で発生した1時間に102ミリという観測史上最大の集中豪雨の際に、一定の整備効果を發揮したことです。現在実施中の八潮市の事故を受けた全国重点調査も含め、今後とも、市民の安全・安心につながる上下水道施設の老朽化対策などについて、計画的かつ着実に実施いただくよう求めます。

一方で、建設改良の財源となる積立金は、効率的な事業運営に努めることで、水道事業では約22億円、下水道事業では約26億円を確保できたものの、各種物価の高騰などにより支出が増加したこともあり前年度を下回り、令和7年度以降も減少が見込まれるとのことです。また、長期的には、先日公表された施設マネジメントの検討結果によると、一定の条件下での試算ではあるものの、水道では令和10年度以降、下水道では令和14年度以降に、積立金が確保できず実質的な損失が生じる状況が見込まれるなど、上下水道事業の運営は大変厳しい状況が想定されます。現在進められております次期ビジョンの検討に当たっては、管路や施設の更新などの事業の方向性のほか、官民連携や広域連携、DXによる業務変革を含めた効率的な事業運営手法の検討とともに、将来世代に負担を先送りしない財源の在り方も含めて、あらゆる観点から検討いただく必要があります。さらに、その前提として、市民の皆様に事業の重要性や経営状況などについて理解をいただくことが非常に重要であります。将来に向けて持続可能な上下水道事業を構築するため、市民的議論の下、しっかりと検討を進めていただくよう求めまして、賛成討論といたします。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、大津裕太議員に発言を許します。大津議員。

〔大津裕太議員登壇（拍手）〕

大津裕太議員 維新・京都・国民市会議員団は、議第12号令和6年度市立病院機構病院事業債特別会計歳入歳出決算を認定するとの態度を表明しておりますので、会派を代表して討論いたします。

令和6年度の独立行政法人京都市立病院機構の決算は14.4億円の赤字となり、純資産は僅か600万円となりました。また、決算時点での流動資産が約45億円に対して流動負債が約60億円と、極めて厳しい財務状況です。令和7年度の同予算でも22億円の赤字見込みであり、資金計画に至っては令和7年度末に繰り越すキャッシュが0円で、資金繰りが行き詰まることは予見可能だったはずです。当局は、期中にキャッシュが枯渇すれば、銀行からの短期借入金で賄えるという判断であったと答弁しておりましたが、実態は、金融機関からの借入金を上限いっぱいまで借りたうえで、更に一般会計から20億円もの短期貸付を行うに至りました。改めて、当初予算の段階から何らかの手立てを打たなかつたことは、本市及び市立病院の怠慢であったことを指摘しておきます。

また、本市は、過日の補正予算によりコンサルタントと契約し、経営改善計画を立てたうえで、新たな病院事業債の発行により資金調達することを見込んでいます。その最有力が、総務省が本年4月に通知を発出した経営改善推進事業の病院事業債です。明らかに厳しい資金繰りを踏まえると、この4月段階から早期の病院事業債発行に向けた動きをすべきであったことも重ねて指摘しておきます。

市立病院は公的病院であることから、不採算が想定される多くの政策医療を担っています。これらは赤字であっても維持すべきものですが、既に赤字部分は地方交付税を原資に一般会計から繰出しが行われており、常に收支が一致し、赤字が出ないように運営されています。つまり、市立病院の赤字は政策医療による負担が要因ではありません。赤字の主な要因は、病床利用率が想定より低いことによる収入減、物価高を背景とした材料費及び人件費の高騰、そして一部一般経費の非効率な執行にあります。病床利用率に関しては、既に改善のための取組が行われていますが、今後は、診療科目の取捨選択による対応が想定されま

す。一方で、市立病院は本市の西部の医療を支える要でもあることから、効率化一辺倒にならないようお願いします。また、私は市立病院のある朱七学区が地元であります、待ち時間の長さや接遇面の悪さなど悪い評判を聞くことが度々あります。これらの点にも課題がないか内部でも再度確認いただき、改善すべき点は改善していただくよう求めます。

非効率な経費に関しては早急に改善していただきたいですが、物価高を背景とした材料費や人件費の高騰は、病院単体では改善が厳しい課題です。国への更なる財政支援を求めていくとともに、本市からの別途の繰出しも選択肢として検討しなければなりません。総括質疑では、京大病院や府立医大病院、日赤病院などと役割分担をしながら医療提供していくという趣旨の答弁もありましたが、前述のとおり、市立病院の立地が担う役割も踏まえ、市民への医療サービスの低下が起こらないよう最大限の努力を求める

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、報第2号を表決に付します。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって本件は、認定することに決しました。

次に、報第4号ないし報第7号及び報第13号ないし報第15号を一括表決に付します。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって本件は、認定することに決しました。

次に、残余の決算7件を一括表決に付します。本件は、委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本件は、認定することに決しました。

次に、議第135号及び議第136号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）**日程第10ないし日程第12、**市会議第21号国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しに関する意見書の提出について、ほか2件、以上3件を一括議題といたします。**

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）**御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第13、**市会議第24号医療・介護従事者に対する処遇改善の早期実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。**

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）**日程第14、**市会議第25号北陸新幹線延伸を白紙撤回するよう求める意見書の提出についてを議題といたします。**

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）**御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。えもとかよこ議員。

〔えもとかよこ議員登壇（拍手）〕

**えもとかよこ議員** 日本共産党京都市会議員団は、北陸新幹線延伸を白紙撤回するよう国に求める意見書に賛成しておりますので、会派を代表してその理由を申し述べます。

北陸新幹線延伸計画小浜・京都ルート案は京都仏教会からの反対も根強く、松井市長は五つの懸念・課題について、市民の体感的な理解・納得を得ることが不可欠との立場ですが、市民の合意は得られておりません。5月市会では、北陸新幹線延伸の京都市内大深度トンネルルートへの反対決議を賛成多数で採択しております。今般、9月市会に京都市内の高校生が、北陸新幹線延伸の建設費は高騰し、人口減少していく中、将来世代の負担が大きい、環境等への影響、安全性への懸念から、北陸新幹線延伸の反対決議及び白紙撤回の要請を求める請願を提出されました。

北陸新幹線延伸の経済的効果についてですが、石川県選出の自民党国会議員による自主研究会が独自に試算したところ、現行案の小浜・京都ルートの費用対効果は、投資に見合うとされる1を下回り、桂川案は0.522、南北案は0.551と公表しました。整備新幹線は費用対効果が1以上となることが着工条件の一つとなっています。建設費は膨張し続け、それに伴い費用対効果も大きく減少することが予想されます。米原ルートについて滋賀県知事は、知事として求めていないし、お願いもしていないと表明しており、米原市長も否定的です。JR東海は、リニア中央新幹線の総工事費も2021年4月時点で試算した7兆400億円から物価高騰の影響や難工事の対応等で4兆円増え、11兆円に上る見通しを明らかにしました。同様のことが北陸新幹線延伸で起きないと言えるでしょうか。

環境等の影響についてですが、鉄道・運輸機構の資料にある三次元水循環解析モデルの設定条件が十分に公開されておらず、そのモデルに基づき、地下水利用に影響を与えない結論付けていることには疑問があります。岐阜県瑞浪市大湫町は、JR東海が進めるリニア中央新幹線のトンネル工事の影響で地下水が流れてこなくなり、水がれ、地盤沈下が起きています。JR東海は地盤委員会で、地下水位の低下は継続し、今後20センチメートル地盤沈下の可能性があると公表しました。住民は、地盤沈下が広がれば若い者が出でてしまう、長年掛けてここまで田んぼにしてきた、先達に申し訳ないなど怒りの声を上げておられます。一度破壊された水脈を復活させることはできません。掘ってからでは取返しが付きません。鉄道・運輸機構の資料によると、小浜・京都ルートのシールドトンネルの拠点となる立坑の位置は右京区宇多野です。工事が始まれば、ここから土砂が搬出されますが、隣接する国道162号線は交通渋滞が日常的に発生をしており、道路幅も狭く、交通事故のリスクが今以上に増えることは明らかです。地域住民は鉄道・運輸機構に説明会を求めていますが、全幹法には住民などの合意手続がないので、拒否し続けています。ヒ素を含む残土処分地も未定です。

北陸新幹線延伸の理由の一つとして、災害時のリダンダンシーの確保が挙げられていますが、北陸新幹線終点の新駅は、現在の新大阪駅南側にあるロータリーの地下20メートルに造ると明らかにされていて、そこと大深度トンネルがつながります。新大阪駅周辺は南海トラフ地震による津波浸水想定区域であり、液状化、浸水等が想定され、東海道新幹線の代替機能が果たせるとは言えません。そもそも事故・自然災害発生時に救助困難となる大深度地下に大量輸送機関を通すことは、果たして安全なのでしょうか。北陸新幹線延伸計画により、将来世代に掛かってくる建設費の負担、環境破壊は非常に重く深刻です。整備計画が作られた1973年当時と比べ、人口減少は加速し、温暖化の影響により災害は激甚化・頻発化しております。南海トラフ大地震に備えた公共交通機関の耐震化、インフラ整備、サンダーバードの充実、金沢方面までの延伸にこそ予算を割くべきです。

よって、同僚議員、先輩議員の意見書への賛同を呼び掛けて討論いたします。御清聴ありがとうございます。（拍手）

**議長（下村あきら）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第15、市会議第26号消費税5%以下への減税とインボイス制度の廃止を求める意

見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。山本陽子議員。

〔山本陽子議員登壇（拍手）〕

山本陽子議員 日本共産党市会議員団は、消費税5%以下への減税とインボイス制度の廃止を求める意見書案に賛成の態度を表明していますので、議員団を代表し、理由を述べ討論します。

本件意見書は、請願第388号インボイス制度の廃止の要請、請願第389号消費税率5パーセント以下への減税の要請に応えたものです。国民は、長引く物価高騰に苦しみ続けています。帝国データバンクの倒産集計2025年上半期によれば、12年ぶりに倒産企業が5,000件を超え、京都府内は189件、4年連続の倒産件数増加となり、特に中小零細規模の倒産が目立っています。国税庁が発表した令和6年度租税滞納状況によれば、滞納額9,925億円のうち消費税の滞納は5,298億円にも上っています。コロナ禍以降、経済は回復するどころか、より深刻な事態になろうとしています。そのような中で、さきの参議院議員選挙では野党8党が消費税の減税や廃止を訴えました。国民に訴えた公約に対する責任を果たし、消費税減税を実行すべきです。

消費税のインボイス制度は10月1日で開始から2年となりました。インボイス制度の廃止を求めるSTOP！インボイスの調査によれば、今年度は制度開始後初めて1年分の消費税が発生したことにより、納税額が4倍近くになった事業者が多かったと見られており、1万人の回答のうち90パーセントが負担だと答え、97パーセントがインボイス制度の廃止を求めています。登録事業者の約8割が消費税等の負担を価格に転嫁できず、登録事業者の4割超が消費税等の支払を所得や貯蓄から捻出、1割超は借金をして消費税を支払っています。中小事業者を取り巻く経営環境は、原材料費やエネルギー価格の高騰の長期化、人材不足と賃金上昇などでインボイス導入時と比べても厳しさを増しています。2026年9月末で2割特例など支援措置が廃止・縮小されれば、免税事業者の取引排除や更なる消費税負担による廃業・倒産の増加は必至です。京都市143万市民の暮らしを支える地域経済が地盤から壊されていくと警鐘が鳴らされていることに真摯に向き合い、声を上げるべきです。

消費税に代わる財源はあります。最高値を更新した株式市場。大企業や富裕層は更にもうけを増やし、そして多額の減税を受けています。大企業や富裕層に応分の負担を求め、消費税を減税すべきです。消費税・インボイス制度は中小事業者や庶民の暮らしを苦しめる本末転倒の税制であり、格差を正す税制の実現こそが国民の暮らしを豊かにし、日本経済の発展をもたらします。京都市経済を支える99.7パーセントの中小事業者の声を聞いて、消費税の減税とインボイス制度の廃止を訴える意見書に賛同いただくよう同僚議員の皆さんに呼び掛けて、討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 以上をもって今9月市会の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

〔午後2時11分散会〕

~~~~~

議長 下村 あきら
署名議員 さくらい 泰広
同 兵藤 しんいち